

令和4年色麻町議会定例会9月会議会議録（第2号）

令和4年9月8日（木曜日）午前10時01分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君

清水保育所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第2号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時01分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、7番佐藤貞善議員、8番工藤昭憲議員の両議員を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、一般質問を行います。

次に、5番河野 諭議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。5番河野 諭議員。

〔5番 河野 諭君 登壇〕

○5番（河野 諭君） 改めまして、おはようございます。

9月会議2日目、トップバッターとしてですね、昨日のトップバッターに負けないようにですね、簡潔明瞭にですね、質問をですね、大綱2点について質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、新型コロナウイルス感染症関連の支援について質問をさせていただきます。

2020年に新型コロナウイルスが全世界に広がり、現在第7波を迎えております。今は少しずつではありますが、落ち着いてきているようですが、感染拡大により本町においても自宅療養者も増えてきていると聞いていますが、県からの物資が届くのが遅く、物資の量も少ないと。この少ないというのは、後で説明をしますが、第5波、6波ぐらいまではですね、県からの物資が届くのが早く来ていたと聞いていましたが、第7波からは状況が変わってきたようです。食料関係をですね、調達するのに、近隣に住んでいる親戚や知人をお願いをして買物をしてもらっている方や、ネットスーパーを利用している方もいると聞いております。今はですね、濃厚接触者、今日のニュースですと、感染しても無症状であれば買物にですね、日用品は買物に行っていけますよと、大分ですね、緩和をされてきていますが、いわゆる感染しても無症状であれば買物に行っていけますよと。もうそれぐらいですね、いわゆる日用品の買物に困っていると、そういう状況だと思います。緩和はされていますが、これで全部ですね、問題が解決したとは私は思っておりません。

ここで、ちょっと写真を見ていただきたいんですが、この写真なんですが、自宅療養者1人分ですね、これ10日分の物資になるようです。これが2日後ぐらいに来ればいいんですが、感染拡大中はこれが5日後に来たりとか、6日後に来たりしたそうです。これは県のほうにも確認しましたが、感染拡大中はやはりもう遅れてしまったというふうに聞いておまして、じゃあ5日後に来ましたと、その5日間どうするんですかと。本町の場合は、よく親戚、知人が多いのでそういった方に頼んだという方もいますし、ネットスーパーも利用したという方もいますが、独り暮らしで親戚、知人いない方はど

うするんですかと。ネットスーパーで買ってくださいというのは、私はちょっとこれは冷たいのではないのかなというふうに、私個人的には思っております。

次の写真をまた見ていただきたいんですが、これもですね、自宅療養者1人分の物資だそうです。いわゆるこれも10日分らしいんですが、物資の量もですね、県がもう、いわゆる感染拡大でいっぱいいっぱいに対応し切れていないという状況だと思います。これがまた、感染拡大中は5日後に来たりとか、6日後に来たりとかという状況らしくてですね。ですから、先ほど言いましたが、独り暮らしで親戚、知人いない方はどうするんですかと。ネットスーパーですかと。それはちょっと、私は冷たいのではないのかなと思ひまして、その中で塩竈市や県外の自治体では、独自で自宅療養者や濃厚接触者にも物資を届けておりますが、本町においてはですね、このような対応をする考えはあるのか、まずもってお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野 諭議員にお答えを申し上げたいと思います。

今この感染7波ということで、日本ではまだまだ油断のならない状況でありますけれども、世界的にはもう大分下降ぎみになってきたということで、もうテレビのなんかのニュースに見ますと、ほかの国ではもうマスクをしてない国がたくさんあるという状況ですね。そういう中では、まだまだ日本では油断のならない状況で、間もなく全国の数 は2,000万人になると、感染者数がトータルで2,000万人に間もなくなくなるということになりますので、ほぼほぼ6人に1人ぐらいは感染経験があるというふうになるかと思ひます。そういう中での今質問をいただきましたので、お答えを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の第7波が全国で猛威を振るっており、各地の感染者数が最高レベルとなっております。自宅療養者数も御存じのとおり、増えている現状であります。

新型コロナウイルス感染症の陽性と診断された方については、感染症法に基づいて都道府県が把握することになっております。県から市町村には感染者の氏名や生年月日などの個人情報は一切報告されない状況であります。県では、感染者のうち65歳以上や基礎疾患のある方、いわゆるハイリスク者には、県から電話による連絡時に自宅療養者には生活支援品の配送先の確認を行っています。ハイリスク者以外の方で生活支援品を希望される方は、ショートメッセージで生活支援品の申請手続が必要となっております。生活支援品については、感染者の増加に伴い県からの連絡の遅れや、感染者自身が手続を取るなどから、配送に時間を要していると推測されます。また、生活支援品の支給は自宅療養者1人当たり10日間分のパック御飯や、レトルト食品などが配送されております。もし御家庭内で感染者が発生した場合は、同居の濃厚接触者の方には不要不急の外出自粛をお願いしておりますが、食料品や日用品の購入を目的とした最低限の外出は可能であります。混雑時を避け、マスク着用等の感染対策をして食料品等の調達をお願いをいたします。独り暮らしや、家族全員が感染者となり外出できない場合には、ネットスーパーや宅配サービスの利用や、親戚、友人などの御協力により、食料品等の調

達をお願いしております。

現時点では、町で自宅療養者や濃厚接触者に生活支援品を届ける予定はございません。  
なお、塩竈市関係については、担当者のほうからお答えを申し上げたいと思います。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 答弁を今いただきました。一つずつですね、ちょっとやっていきたいんですが、まず、答弁の中でですね、個人情報は一切報告されていない状況でありますと、県から。要するにこれを言う、考えると、仮に支援する体制を整えて連絡をいただいても、この方が本当にコロナになったかどうか確認が取れないから、いわゆる支援がしづらいんじゃないかと。もしかしたら、うそのあれもあるんじゃないかと、何かそのように捉えるんですけども。ほかの自治体をちょっと調べてみましたら、体制を整えますと、連絡をいただきますと、そして保健所に確認をいたしますと、本当にコロナになったかどうか、濃厚接触者かどうか確認しますよと。その中で物資を配達しますというふうにやっていた自治体もありまして、だから個人情報が一切報告されていない状況だからできませんよと、そういうわけでは私はないのかなと。ほかの自治体では、いろいろ工夫をして物資を届けているという状況であります。

さらに答弁の中で、自宅療養者1人当たり10人分のパック関係、御飯ですか、レトルト食品などが送られますよとなっておりますが、先ほどの写真でも見たようにですね、感染がもう拡大してる時は、県ももうパンクをしてですね、物資の量がもう全然違うという状況になっているので、必ずしも全員がですね、この10日分が来るわけでもないという状況です。今は少しずつ、感染がちょっと減ってきてるんで、配達もですね、大体2日後ぐらいに行ける状況ですということ、今のところは大丈夫なようなことを県では言っておりましたが。

あと、さらにですね、独り暮らし、家族全員が感染者となった場合は、ネットスーパーを利用してくださいということですね、ちょっとほかの自治体が、何とかですね、県で対応できてない部分を各自治体で対応しているというところがある中で、本町はいわゆるね、皆さん頑張ってくださいと。町では今のところできませんから、独り暮らしの人は何とかネットスーパーでと、何とか頑張ってくださいというのは、ちょっと私ですね、ほかの自治体に取り組んでいるのに本町ではやらないというのは、ちょっとこれ冷たいのかなというふうに思いまして。私も全員に配ってほしいというふうに言うわけではなくてですね、独り暮らしとか、親戚、知人いないとかそういった限定であれば、町でもね、対応は何とかできるんじゃないのかなと。支援する体制は整えましたよと、ちゃんと通知もしましたよと。結果的に誰もいませんでしたというのであればそれはいいんですけども、体制すらも整えないというのはいかがなものかなというふうに私は思っております。

その中で、第5次長期総合計画に誰一人取り残されない社会の現実と、色麻町に生きる喜びを実感できるまちづくりと、こううたっているわけでありまして、何かあったときはですね、町に頼れるという安心がこの町の魅力となり、こういったところでですね、

田舎のよさがあり、こういった一つ一つの対応が定住促進にも私はつながっていくのかなというふうに思いますが、今後ですね、いろいろと状況は変わってくると思います、冬には第8波なりが来るのではないかなというふうに言われておりますが、独り暮らしで親戚、知人いませんよとか、若い世帯で親戚、知人周りにいませんよという方限定であればですね、支援する体制を整えるべきではないのかなと思いますが、それについて再度お考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

生活支援品の支給ということでございます。まず陽性者、感染された方については、こちら家族全員、例えばあと独り暮らしの方につきましても、基本的には県のほうから生活物資は支給されるというような状況でございます。

濃厚接触者、例えば御家族内での濃厚接触者の方には、町長の答弁にもあったんですが、不要不急の外出はお願いしているんですが、食料品だったり日用品の買物については、感染対策をしてですね、混雑時を除いていただければその買物は可能ですよということですので、そういった部分を踏まえて、生活物資の支給については、現時点では考えていないということで御回答をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 私の答弁には答えてないんですけども、いわゆる第8波が今後来るかもしれませんよと。いろいろ国のほうでもいろいろ対応して、状況は少しずつですね、変わってきております。先ほど言いましたが、無症状であればもう買物に行っているですよ、今現段階で。冬までにももしかしたら症状があっても買物に行っているですよ、もしかしたら言うかもしれません、そこら辺のまだ状況、国もですね、やっぱり言うておりませんので、町として冬までですね、もっと拡大するかも、可能性とすればですよ、ありますので、独り暮らしとか親戚、知人いないとか限定であれば、本当に数人か、運よければ誰もいないと、そういった状況ですので対応できるのではないですかと。感染拡大すれば、先ほど言いましたが、県から物資来ますよと言ってます、それ5日後、6日後になりますよと。ですから状況を見て、町で1人、2人でしたら対応できるのではないですかということですので、その辺について再度答弁をお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは町のほうでは確認したわけではないんですけども、確認できないものだと思っておりますからしないんですけども、今の管内の保健所、大崎の保健所、古川にあるんですけどもね、どなたが感染したんですかという確認はできないんですよ、これは個人情報ですから、これはね。ですから、仮にそれを教えるということであれば、教える事自体は問題にならないのかどうかということもあるんですよ、これは。本当は、保健所のほうですよ。ですので、さっきも言ったとおり、どなたが感染したか分からないので、ですから、仮に準備することについてはやぶさかではないで

すよ。ただ、どなたがしてるか分かんないから、町から連絡っちゅうわけにはいかないんですよ、これは。そっちの方々から、仮に、こういうふうになりましたので、何とかできませんでしょうかという相談が来れば対応できるかと思えますけれども、こちらのほうから電話で確認をしてきてくださいますかということ、今の状況ではできないんです。ですから、塩竈の例ちょっと言ったようなんですけれども、塩竈は塩竈に保健所ありますからその関係はちょっと分かりませんよ、それは分かりませんが、通常は、大体大崎の保健所もパンク状態ですからね、それで各町から応援にやってくるから、保健婦さんを応援にやっている状態ですので、対応できる状態ではないんですよ、普通は。それで、なおかつ今のような、いわゆる個人情報の問題がありますので、多分それはできないものだというふうに思っていますので、連絡はしたことはございません。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 個人情報だから、保健所も教えるほうがどうなんだということなんでしょうけども、ほかの自治体はやれてるわけですから、いろいろなやり方はあるんでしょうけども、1つとしてですね、町民の方がコロナになったから物資を欲しいってうそついて連絡するのとか。ほとんどいないんじゃないのかなと思うんですよね。ゼロではないでしょうけど、ほぼほぼいないんじゃないのかなと。そこら辺は信用して対応してもですね、私はいないんじゃないのかなと思いますので、ぜひですね、これは再度執行部のほうで検討していただきたいなというふうに思います。

次に行きますが、関連の質問になりますが、塩竈市は物資を届ける対応は河北新報にも記載されていましたが、本町はなぜこれまで取り入れていないのか、先ほどの答弁の中でもいろいろ出ておりましたが、再度お聞きします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 河野議員にお答えいたします。

1問目の際にもですね、回答に触れさせていただきましたが、感染者だったり濃厚接触者については、先ほど個人情報によりまして、町で把握できてない状況であるということがございます。濃厚接触者の方につきましても、先ほども説明したんですが、不要不急の外出をお願いはしてるんですが、食料品、日用品の購入については、最低の外出のほうは可能であるというような状況でありますので、実施のほうですね、生活物資の支給のほうについては、取り組んでなかったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） ではですね、ここに関しましては、同じやり取りになりますので、ぜひですね、第8波に備えてですね、執行部のほうで再度これは検討のほうをしていただきたいなと思いますので、これは次に入ります。

新型コロナウイルスの影響で生活が困窮した方には、レトルト食品などを提供してい

きたいと3月会議で答弁をしておりましたが、現在ですね、問合せは何件あったのか。また、令和4年度においてもですね、コロナの影響で生活が苦しくて社会福祉協議会の貸付制度を利用している方がですね、私が聞いた中では、現在2件あったというふうに聞いておるんですが、町ではですね、支援といたしまして生活安定再建支援金、これ20万円をですね、支援していただいております。これは私も一般質問をしまして、何とか支援をしてほしいとしましたら、質問しましたら、町長、担当課長のですね、これ素早い対応でして、最初に10万円を支援していただき、再度質問したら20万円まで支援していただきまして、これはね、貸付制度を利用してる方は大変助かってると思いますので、私からもですね、感謝を申し上げますが、この支援はいつまで行うものなのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 答えいたします。

令和4年の3月会議ですね、食料をまず必要とする生活困窮者の方から御相談があった場合には、フードバンク活動を行っている関係機関、町の社会福祉協議会と連携をいたしまして、対応していきたいというふうに回答をさせていただきました。食料品の提供についての問合せはですね、現時点ではございませんでした。ただ、生活相談を受ける中でですね、食料品についてお困りの方がおられましたので、町の社会福祉協議会と御相談させていただいた件は1件ございました。

また、社会福祉協議会の貸付制度を利用した方に対する支援として実施しております生活安定再建支援金事業につきましては、町としては令和5年3月31日まで行う予定としているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） レトルト関係、食料品関係の問合せが1件ありましたよと。社会福祉協議会にも確認取ったんですが、そちらにも1件あったと。合わせていわゆる2件だというふうに思いますので、コロナの影響ですね、令和4年度においても、いわゆる生活に困っている方がいるという状況だと思います。貸付制度の支援関係は、令和5年3月31日までだということですし、またですね、このコロナの関係で生活が困窮している方もですね、少しずつといいますか、まだ出ると思いますので、ぜひですね、これからは各種団体と協力をして、ここは対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

では、この1つ目の質問を終わりにして、次の質問に入ります。

子育て支援について質問をさせていただきます。

本町の子育て支援は18歳まで医療費無料をはじめ、2人目からの出産祝い金、給食費の助成、3人目からのスクールバスの無料、3人目からの小学校入学の祝い金、保育料もですね、近隣の自治体よりここは安く抑えられており、宮城県の中では子育て支援トップクラスだとは思っています。この支援は子育て世代や子供たちにとってもですね、大変



助かっておりまして、定住促進にもつながっていると思いますが、今、日本の自治体では9割が人口減少となっており、この人口減少と闘うためには、さらなる子育て支援が必要だと思っております。子育てしやすい環境を整え、色麻町でなら子供を2人、3人と育てられるという安心がさらなる定住促進、人口増、地域の活性化にもつながっていくと思っております。さらなる子育て支援のですね、政策は現在考えているものなのか、お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野 諭議員の2つ目の質問、子育て支援関係についてございましたので、お答えを申し上げたいと思っております。

今、質問の中にもあったように、復唱するような格好になりますけれども、本町では現在18歳までの乳幼児・児童医療費助成や、子育て支援出産祝い金、学校給食費の15%の軽減などの支援を行っております。

さらに、幼児教育保育の良質な育成環境を整えるために、令和6年4月開園を目指して、民設民営の幼保連携型の認定こども園の整備を進めておるところであります。この幼保連携型認定こども園では、現在行っている一時預かり保育や延長保育、あるいは保育中に体調を崩した園児の看病をしながらの保護者が迎えに来るまで預かる病児保育、さらに症状の急変が認められないが病気の回復期にあり、集団保育が困難で、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を受けることができない園児に対して行う病後児保育の整備を進めておるところでもございます。

なお、これから何か考えてないかということもあったんですけれども、今申し上げたようなこともさることながらですね、今本町では宅地の分譲地を造ろうということで今進めておりますが、この分譲についても子育て中の方がもし希望されれば、これまで同様の恩恵を与えてもいいのかなというふうに思っております。子供1人について幾らぐらいは控除してあげましょうとかですね、これまで同様にやってきたことを延長してもよいかというふうなことも考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 本町ですね、子育て支援は先ほども言いましたが、県内ではトップクラスだと思いますし、令和6年にはこども園が開園してですね、さらにこの病後児保育、病児保育もですね、やっていくということでこれも大変素晴らしいものだなと思います。先ほど、町長の答弁の中でも宅地の分譲をして、その中でさらに助成とかもできるんじゃないかということで、ぜひこれもですね、お願いしたいなと思っております。

ここからはですね、私の提案等々にも入っていくんですが、今、日本で一番子育て支援が充実している自治体は兵庫県明石市でありまして、その内容は18歳まで医療費無料、中学生に限り給食費無料、2人目以降の子供の保育料無料、おむつ1歳まで無料と、子育て支援に力を入れて、その結果として9年連続の人口増、税収増、市の経済も活性化

し市の貯金はどんどん増え、借金はどんどん減り、メディアにも取り上げられ、今年の6月7日参議院の内閣委員会で参考人と呼ばれ、子育て支援の必要性を説明しておりました。子育て支援に力を入れ、成功した明石市の取組は、本町だけではなく全ての自治体が参考にしていく必要があると私は思っております。特に2人目以降の保育料無料と、おむつ1歳まで無料は、宮城県では私が調べた中ではまだ行っていない支援だと思います。先ほども言いましたが、色麻町に住んだら子供を2人、3人と育てられるという安心を与えて住める環境を整えて、これをしっかりとですね、情報発信をしていったら、近隣だけではなく県外からも若い人たちが集まり、町もまだまだ活性化していく可能性があると思っておりますが、この支援を取り入れる考えはあるのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

保育料についてでございますけれども、現在、国の施策においてゼロ歳から2歳までの子供については、住民税非課税世帯を対象に保育料が無料、さらにはですね、保育所等を利用する最年長の子供を第一子とカウントしまして、第二子は半額、第三子以降は無料というふうになっております。ただ、年収360万円未満相当世帯については、第一子の年齢は関係はございません。また3歳から5歳までの子供についてもですね、保育料が無料というふうになっております。

本町においては、国のこの施策に加えてですね、平成23年度から保育料を国基準額の約80%としまして、さらには8階層ある基準額のうち第6階層から第8階層を第5階層とみなしまして、保育料のほうの軽減に努めているところでございますので、現時点では第二子以降の保育料無料については、考えてはいない状況になります。

また、1歳までのおむつの無料化についてでございますが、こちらについても子育て支援、出産祝い金だったり新生児特別定額給付金、さらには子育て応援給付金などのですね、支給を行っております、さらにはですね、保育士による新生児訪問、それから乳児健診での発育状況の確認、それから育児不安などの聞き取りができておりますので、そういった中では、現時点では考えていないというような状況になります。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 今、答弁をいただきまして、国のほうでもですね、ある程度支援をしておりますよと。そして町としてもですね、保育料、いわゆる近隣の自治体に比べてですね、かなり軽減していると思います。これは私も確認を取りましたが、多分県内の中でも相当、ここに関してはですね、軽減しているのかなと思っております、大変素晴らしいと思うんですが、ちょっとここですね、私いろいろ栗原市の関係もネットで調べたんですが、子育て支援関係で見るともう、うちではこういった支援をやりまよと詳しく、もう見たらすぐぱっと分かるようになってたんですが、本町はですね、こういった素晴らしい政策をやっているのに、ぱっと見て全然分からないということにして、これちょっともったいないなあと思うんですが、子育て支援、本町はこういったこと全部やってますよとすぐ分かるように、これ、したほうがいいと思うんですが、担当

課長としてはどうでしょうか。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） お答えをいたします。

たしかホームページのほうには、確かにこの5階層にする、6階層から8階層、それを5階層にみなすっていうところ、そういったところはちょっと載せてはいない状況になります。ただ、ホームページのほうに、たしか移住を検討されている方へっていうところでたしかあったと思いますけれども、そちらの中で若干、保育料の半額だったり、2人目半額だったり、3人目が無料だったりっていうのを若干載せていたかなというふうには思いますけれども、さらにですね、掲載方法などを検討しながら、今後も周知に努めていきたいというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 先ほども言いましたが、栗原市はぱっと子育て支援って押すと全部一括でこれやってますよと、もうぱっと見分かってすごいですね、丁寧なんですね。本町はですね、1個1個もう見ていかないと、正直何やってるか、すごくいい支援をしてるのに、何やってるかぱっと見分からないと。これ、非常にもったいないと思いますので、1クリック子育て支援を押したら、本町でこれ全部やってますよと分かるように、これはしていただきたいなと思います。その中で、保育料ですね、第二子以降の保育料無料は考えておりませんと残念な答弁も返ってきましたし、おむつ無料化においてもですね、ほかの支援をやってますんで現在は考えておりませんと、これもちょっと残念な答弁が返ってきたんですが、成功しているですね、自治体のこの政策というのは私は絶対に参考にですね、していくべきだと思ひまして、そこでですね、この明石市の市長が、先ほども言いましたが、内閣委員会の参考人と呼ばれてですね、こう言っておりましたのでちょっとお聞きください。

子供を本気で応援すれば、人口減少問題にも歯止めがかかり、経済もよくなっていくと考えていると。決断をして実行したから明石市はよくなっている。子供に優しい政策をしたことによって何が生まれたか。安心が生まれたと。そのことによって、全国1位の人口増になっていると。子供に力を入れて、出生率が上がるのは明らかだと。お金がないときにせこいことをしないで、お金がないときに子供にお金を使う。そうすると人口が増え、地域が活性化していく。子供たちを町のみんなで本気で応援すれば、町のみんなが幸せになる。ポイントは本気で応援をすること。応援をしたふりでは駄目なんだ。子供を応援すればみんな幸せになる。社会が幸せになる。子供の未来は私たち自身の未来であり、子供の未来は日本社会の未来であると本気で考えておりますと。こうですね、内閣委員会で参考人と呼ばれ熱く語っておりました。

早坂町長もですね、大変熱い方だと思っておりますが、明石市の市長も負けず劣らず物すごい熱い方だと思ひまして、これは私もですね、負けていられないなあと思っておりますが、成功している明石市の政策は、今後ですね、町としても検討していく必要性があると思ひますが、再度お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 国に訴えたことは大変すばらしかったと思います。そのとおりだと思いますし、私は本町としては決して子育てについての情熱を与えてないわけでも何でもないし、しっかりとそういう考えでやってきているつもりではございます。ただ、それで十分かと言われれば、いろいろ提案されたように、おむつ代はどうだろうか、何はどうだろうかといういろいろなことがありますれば、それを全部クリアしてるわけではありませぬので、そういう点からいけば不本意であろうかもしれませぬけれども、思いとしては、私としてはそういう子育て関係については、十分配慮しているつもりでもございます。

現実としてですね、もう今本町では年間で30人から35人ぐらいの間しか生まれていないんですね、現実として。これは大変気がかりです。これは私は大変気がかりではあります。ですから、第二子あるいは第三子の子供に対しても祝い金を出しているところの、そういう考えからもありますけれども、いずれにしましても大変出生数が少ない。これは本町のみならず、もう県内、県の中でいえば宮城県がたしか、東京都がワーストだと思いますので、次が宮城県なんですね、出生数の、出生率というんですかね、その小さいのが2番目が宮城県だということですので、県のほうでも今いろいろ婚活支援関係に力を入れ始めましたので、それに相まって、本町でもなおそういう面についても気持ちを持っていきたいというふうに思います。なおいろいろ、今提案申し上げられましたけれども、できる範囲の中で考えていきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 今町長からですね、熱い答弁をいただきましたが、しっかりとですね、町としてもですね、これは成功している自治体の例というのは参考にですね、考えていただきたいと思います。

今ですね、子育て支援にもっと力を入れるべきと質問をしておりますが、執行部からすればですね、そうはいっても、ない袖は振れないんだと思っているかもしれませぬので、財源の提案もしたいと思いますが、私がいつも言っているこのクラウドファンディングと、そして今回初めて言う企業版ふるさと納税の二本立てで私は財源は確保できるのではないのかなあと考えております。今回初めてこの企業版ふるさと納税と言いましたが、これをざっくり分かりやすく言うと、企業版のクラウドファンディングであります。プロジェクトを立ち上げて、企業から寄附を募ります。これのよいところは、プロジェクトを立ち上げて終わりではなくて、企業に直接訪問をしてプロジェクトの説明をし、寄附を集めることができますので、寄附が集まりやすいこと。企業も税の優遇があり企業側にもメリットがあること。これは返礼品はありません。いわゆる執行部の努力次第でこれは寄附が集まるので、いわゆる安定財源にもなりやすいんじゃないかと私は思っております。詳しくは12月会議で第2弾で質問をしますが、まず子育て支援の財源はクラウドファンディングと企業版ふるさと納税で確保できると思いますが、考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 今クラウドファンディングと企業版ふるさと納税というお話がございましたが、基本的に質問の中でもおっしゃってたように、プロジェクトがあってこのクラウドファンディング、企業版ふるさと納税だよということですので、プロジェクトがしっかり見つけられればそういう手段もあるということで検討していくという考えはあります。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 答弁をいただきました。

例えば、クラウドファンディングの例えばの1つの例として、執行部のほうでは少しリスクを考えていると思いますが、リスクを最小限に抑えるやり方としてですね、例えば子育て応援プロジェクトを立ち上げますと。そして、今言っている第二子以降の保育料無料とか、おむつ関係でまずやるんじゃないかと、いわゆるもう今やっている事業でクラウドファンディングを立ち上げますと。いわゆる18歳まで医療費無料、これに約3,000万円ぐらいかかっていますと。第二子以降出産祝い金やっておりますと。給食費も15%助成してありますよと。こういった財源を、こういった支援を、財政が苦しい中でもしっかりと継続をしていきたいから何とか支援をお願いしますと。一回これで感触をつかむといいんではないのかなと、私はですよ、思っております。これで全く来ないんであればやるのはなかなか厳しいのかなと思うんですが、今やってる事業で一度感触をつかむのはやったほうがいいのかと。もともとやってる事業でクラウドファンディングやりますので、リスクに関してはほぼほぼないと。感触をつかむにはもってこいではないのかなと私は思っております。

企業版ふるさと納税に関しましても、答弁はそれについてはなかったんですが、これは執行部の努力で本当に寄附が集まるプロジェクトじゃなくて事業でありまして、例はですね、例を挙げるとするのは12月会議でやるんですが、これは町長が例えば大企業に行ったりとか、そういったところに行って説明をして、プロジェクト説明をして、大企業からですね、支援をしていただく、こういったことも可能でありますんで、これは町長、執行部の努力次第で寄附が集まるので、これはですね、クラウドファンディングよりも安定財源になりやすいものでありますので、ぜひですね、こういったのもですね、やって対応していただきたいと思いますが、早坂町長の言葉でですね、政治というのは夢を語り実現するものだ、こう思っておりますので、子育てをするなら色麻町と言われるぐらいここはぜひ頑張りたいと思いますので、再度答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 金を集めるっちゃうのはね、これはね、つらいんですよ、本当は。何につけてもなんですよけれども、ただ、このように大変立派な目的のための努力はするということについては、それはそれで、それは大事なことでしょうけれども、言うには簡単ですよけれども、この実際は、こういうことをやりたいのでいかがでしょうかと

ということでのね、金をどんどん出してもらえるかということ、そんなに簡単なものではないと思ってるんです。それはそれなんですけれども。

そして、今、一番私も懸念しているのは、やっぱり結婚が思うようにできない人が多い、あるいは子供たちもさっき言ったとおり少ない、この辺なんですよ。実際に、子供がどんだんどんだん本町では子供がどんだん多くなっているっていうのであれば、今言ったようなことについても大いに私は汗を流したいと思います。まずその前に、その前なんですよ、問題は。ですから、ここを何とか、これは私がどうのこうの言っただけです、すぐに結論出るわけではないんですけれども、やっぱり先輩の人たちがいっぱいおりますのでね、そういう人たちの知恵を借りたりなんかして、何とかこの結婚を希望する、される方が出会えるようにとか、あるいはこれセットですからね、子供と結婚、セットですから、そういうことが大変私としては懸念されておりますので、もう少し皆さんの、そちらのほうに知恵をお借りしていただくと、貸していただくと私としてもありがたいなと思ってるんです。今提案されていることについては、大変そのことについてはしっかり頭に入れておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） やめようと思ったんですが、続けます。

先ほどの町長の答弁の中で、子供が増えていくとか、そういった状況だったら考える的になちょっと答弁をしたんですが、明石市の主張は逆なんです。少ないから支援をします。逆でありまして、ここでいろいろ説明してもあれなんです、やはり明石市ですね、こういった政策、考えというのは、やはり町長、担当課もですね、ここはちょっと意識改革もしないといけないのかなと。全く逆の考えを持っております、この明石市の市長。お金がないから、いわゆるけちるのではなくて、お金がないから子育て支援をするんだと。だから人が来るんだよと。全く発想がちょっと逆でして、ぜひこれ町長、担当課とかですね、執行部におかれましては、成功している自治体の何ていうんですかね、考え方、全く逆でありまして、増えるからじゃあ支援をしようじゃなくて、少ないから逆に支援をすると、そういったものでありますので、ぜひですね、これ、今ユーチューブでもですね、いろいろな番組、テレビ番組が入ってですね、明石市の市長、もういろんなどこに出ていますね、もう子育て支援の考え方、自治体の盛り上げ方とか、もうずっとですね、やっております、これも必ず参考になると思えますので、ぜひこれは見ていただきたいなと思えますので。また、この子育て支援関係はですね、任期中に質問したいと思えますので、ぜひそのときはですね、前向きな答弁を返ってくることを期待いたしまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 以上で、5番河野 諭議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、9 番今野公勇議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。9 番今野公勇議員。

〔9 番 今野公勇君 登壇〕

○9 番（今野公勇君） 一般質問を行います。

まず、風力発電事業についてであります。

この問題についてはですね、一番最初、火つけ役として12番さんから始まって、その後1番さんが連続して質問している事項であります。そしてまた私どももですね、一度見てみたいということで、8月に視察をしてまいりました。この間、県の議長会ですね、応援会がありまして、伊藤惇夫さん、政治アナリストがですね、最初に結論を言って後から言う3つくらいつけるとちょうど話になるということだったので、それに倣って話をしたいというふうに思います。

まず、このウィンドファーム八森山発電事業について、町長は今まで町民に不利益になるときは推進しないというふうに表明してきました。もうここではっきりと反対であると、その意思を表明してですね、県にその意向を伝えてやるべきではないのかなというふうに思います。

理由として、その1つ、まず、自然環境破壊が危惧されるということです。計画ではいろいろなことをやってですね、土砂流出防止対策を講じるなど書いてありますけれども、ここ数年線状降水帯という、以前には聞いたことのない気象用語で表されるように、50年に1度、100年に1度の大雨が毎年どこかで降っていると。そして、大きな被害が発生している。この事業区域には水源涵養保安林、土砂流出崩壊防備保安林、砂防指定地崩壊土砂流出危険区域が存在しています。必ず後悔する事態になるだろうというふうに思います。

その2、健康被害。最近、国は何ていったらいいのかな、もうありませんよと、こういう健康被害はないんですよというようなことを最新の知見で言っているというふうに言いますが、各地でやっぱりこの健康被害がありますというような問題が出てきています。環境省も以前、その問題があることを認識していますが、健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いとしています。因果関係を証明することは難しいというふうに医者も言ってます。それでも睡眠障害や耳鳴り、ひどい煩わしさ、鼻血などを訴える人が各地に存在します。

そして、地域振興に寄与するとありますが、この事業は本当に地域振興につながるのが疑問であります。

そういった理由から、もうはっきりと反対だと、地域住民からも請願が出されております。町民と寄り添う町長として、もうはっきりとこの風力発電事業は反対だというふ

うな表明をするべきではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の質問に答えたいと思います。

担当課長のほうで回答用紙、丁寧に書いてお渡しされておりますけれども、今結論から、今質問の中に結論から出されましたので、全部こう私読み上げなくて、私の考えだけを述べさせていただきます。

今回、特別委員会設置されましたので、議会のどういう対応、どういう結論として出されるのか、そういうことを踏まえながら判断をさせていただきたいと思います。

基本的にはこれまでも申し上げてきましたけれども、私は原発からやっぱり自然エネルギーのほうへ切り替えるべきだろうという考えであります。ただ、今般、岸田総理はもう原発のほうにかじを切りました。田舎の地方の町長がどんなに騒いだって届かないんですけれども、声は届かないんですけれども、現総理は原発のほうにかじを切って、現在の再稼働をすると、全部再稼働する方向で持っていこうと。あるいは、新たに原発を造ろうという考えまで出されておりますので、それは国としての方針が出ましたので、それはそれなんですけれども、将来的にはやっぱり再生エネルギーのほうへ切り替えるべきではないだろうかという思いは今持っております。

そういう中で、さらにこういう問題については、自治体で判断をしてそれが事をなすものでもございません。どんなに頑張っても、自治体としての判断は限界がございますので、だからといって何でもいいというわけにはいきませんので、それはそれとして、いずれ町としての賛成もしくは反対という考えは出したいと思います。

冒頭に申し上げましたとおり、特別委員会の中での話が出ますので、その結論に基づいて判断をしたいというふうに思います。

なお、私としてこれまでに議会の中でも申し上げてきましたけれども、私なりに石巻のほうの風力発電、それから津軽の風力発電は現地に行っているいろいろ話を聞いております。そういう中での話は、少なくとも自然破壊もないし、健康被害もないしということになりますけれども、だからといって全部がないかと言われれば、それは果たしてそうになっているかどうかは分かりません。現在、日本にはもう3,000に近い風力発電が設置されております。これは洋上もありますので、全部陸上というわけではないので、その数のあれは分かりませんが、トータルすればもう3,000近い風力発電が設置されているという状況の中にございます。本町としては、この1か所だけの計画が出ておりますので、これまでの考えとしては、例えば本町として1基も駄目なのかという考えはありました。

いずれ、とにかく特別委員会の結論を待って、判断をさせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 町長の立場としては、今答弁なさったことが当然のことだろうというふうに思います。

そんなことでですね、いろいろとこの場を借りてですね、お互いの理解を深めていき



たいなというふうに思います。

まず、町長、再生可能エネルギー発電促進賦課金というのがありますが、聞いたことがありますか、どういったものか御存じですか。（不規則発言あり）

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 再生可能エネルギー発電促進賦課金というのは、これは電気料に上乗せされて皆さん支払ってるお金です。東北電力からですね、毎月こういったものが多分来てるというふうに、町長の家にも議長にも来ていると思います。これ7月の末に来たんですが、9月から電気料値上がりしますよというお知らせです。私も申告なんかです、電気料金幾ら使ったんだろうと、毎年毎年調べるんですが、何年か前からこの再生可能エネルギー賦課金、この略した形でですね、支払ってるんですね。で、賦課金なんですよ。電気料金ではないんです、電気料金に上乗せした賦課金。というのは、賦課ってというのは税金みたいなふうにみんなから取り上げるというわけでないですね、納めてもらうということですよ。多分、この賦課金を含めて電気料金ですから、払わないと電気が止められてしまうというようなことになるというふうに思います。つまり、そういったことで私たちは知らないうちに再生可能エネルギー発電に対してのお金を出しているということになります。そういったものを使って、太陽光とか風力発電とかいろんなことを、バイオマスもそうだろうというふうに思いますが、そういったことを支払っているんだよということです。

そして、もう1つ、よくクリーンですよと、再生可能エネルギー自体クリーンですよ、CO<sub>2</sub>を削減できますよというふうに言ってますが、果たして本当に削減できるのかということを考えてみたいと思います。

同じく、東北電力のお知らせの中に当社を取り巻く環境、競争状況と需給構造の変化というところにですね、こういうことが書いてあります。いろいろ、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、火力発電設備の稼働率が低下するなど、受給構造が大きく変化している中、再生可能エネルギーによる発電が低下した場合に備え、安定供給を確保するための設備を維持する必要があります。つまり、安定して、風力でも太陽光でも安定していれば火力発電なくなってもいいんですけども、それはできませんよということです。つまり、これは火力発電は必ず残るということで、CO<sub>2</sub>の削減に直接的にはつながってはいないというふうに思ってもいいんでないかなというふうに思います。

そしてまた、そのCO<sub>2</sub>、ウィンドファーム八森山で年間CO<sub>2</sub>の削減量は幾らかっていうと、6万864トンというふうに報告書に書いてあります。これは一体、全世界のどれぐらいなのかなということで、前に課長に調べてもらいました。全世界のCO<sub>2</sub>の排出量は、2019年度で335億トンあるそうです。これの分母にして6万864トン、パーセントにすると0.000182%。日本のCO<sub>2</sub>排出量は、同じく2019年で10億5,900万トン、これを分母にすると0.00575%というふうになります。

で、もう1つ、この風力発電の本体を造るのには、果たしてどこで造っているのかと

ということです。日本では造れません。これは又聞きだから本当かどうか分かりませんが、中国で造っているというお話を聞きます。そうすると、中国の年間排出量9,882万トン、地球全体の29.5%です。そして、かの国は今水力発電なんか非常にこう不安定だということで、火力発電にどんどん切り替えています。そこで造ったものがここに来るということですよね。これ全然CO<sub>2</sub>削減にはつながっていないというふうに考えます。

今までのお話、話をしましたけれども、町長、どういうふうに思いますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、電気料がどんどん上がっているということは、これは事実ですね。そのために、要するに国のほうでは原発を動かすということになったようですので、言ってみれば、さらに今言ったように、火力の源とするガスなりなんなりが外から入ってくるものだというので、それが思うように入らないということでの電気料高騰になっているということになるんでしょうけれども、いずれにしてもそういう国の方針が出た中で、しかし将来ということを考えれば、やっぱり再生エネルギーそのものを否定するものではないと思うんですね。ヨーロッパのほうでは、たしかほとんど原発を切って再生エネルギー、もちろん再生エネルギーの主流は風力ですので、そちらのほうに切り替えたということのようですけれども、いずれ日本でもそういう時代が来るかもしれないんですが、今のところはとにかく原発を稼働するというので日本は動くようです。

いずれ本町のこの問題については、町民の皆さんがウエルカムでなければこれはやっぱり慎重に考えざるを得ないし、だからといって冒頭申し上げたとおり、町の意向だけで結論が出るものでもないということの中で進めなくちゃならないものだというふうにだけ、今のところは考えております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） こないだの川崎町長、関西電力ですよ、で、反対だということを表示して、県知事に意見を申し上げて、県知事もそうだねということで。そのうちに関西電力が撤退しますというふうになりました。

いろいろな、その環境破壊だけではなくてですね、人体に対する被害というものもですね、各地から寄せられています。これはこないだもらってきたんですが、長州新聞という新聞です。今年の7月27日付で勉強会をしたということのようです。で、ポルトガルのペレイラ博士が報告しています。低周波を30年間研究してきたそうです。低周波音が頭痛や目まい、不眠を引き起こすだけでなく、人体全体に影響を与えている。心臓や血管の肥厚引き起し、心筋梗塞や脳梗塞などの原因になっている場合もあると。直接的にこうだというわけではないんですけども、ただ、30年間の研究の結果こうなんです。ポルトガルの先生です。それから、風車によってミンクが大量死した、これはデンマークの話です。ずっと調べて調べて、いただいた資料を見てめぐっていくとですね、実は長崎のほうで牛、早産が増えたと。3か月ぐらい早産、1か月前だと何だっけ、共済金下

りないんですよ。で、どうしようかと。風車が来る前はこんなことなかったよと。連続で早産が起きたという話です。小栗山にも牛をいっぱい飼っていますよね、大変な状態になるだろうというふうに思います。

ちょっと、議長に許可をいただいてですね、これ秋田で頂いてきたんですが、こういうような洋上風力発電が計画されているんですが、見てほしいのはここなんです。洋上風力発電、世界の平均離岸距離、基地からどれぐらい離れているかと。イギリスは75キロメートル、ドイツは65キロメートル、中国では20キロです。なぜこれぐらい離しているのかということ、単純に考えてみてください。問題があるからですよ。さっき言ったような、人にもミンクにもあるということ、動物にもあるということ。ということは、これは大きな問題である。で、ヨーロッパのほうでは今、風力発電進んでない、海のほうにどんどん行っています、こうやって。陸上では造られなくなっているはずですよ。なぜかということ、よく考えてみてください。ただ、国は環境省はそんなことを誰にも、誰も言えません。そしてまた、知見として、新しい知見として、そういった低周波とかなんとかは問題ないですよっていう反対のことを言ってるんですよ。そして、どんどんどんどんこの風力発電を促進させようとしてます。国民から賦課金を吸い上げて。これ全部国の許認可ですから、経済産業省からの許認可で動くわけですから、それまでにね、私たちはどうやったらこれを止めることができるのかって、私たちは止められないんですよ。そういう法的な手段、何かあればですけどもね。環境影響アセスメントで意見書が、意見を出してくださいと。意見を出してくださいって、分からないんですよ、どういった意見を出していいのか。だから、どんどんどんどん、何もないからどんどんどんどん進めていくんです。さっき原発の話もしましたけれども、国策ですよ。例えば、飛んでしまうけど、沖縄の辺野古だってそうですよね。それから、福島第一原発の汚染水の問題でもそうですよね。今トンネルを造ってるんだって、トンネルがなんかうまくいかないような話してますけど。そういったことも全部国なんですよ、こっちが反対しても駄目なんですよね。漁業者が幾ら反対だって言っても進められてしまう。やはりどっかおかしいですよ。やっぱりここでちゃんと、きちっとしたね、考えを持って反対だと。でなかったら法を、そういったことの法整備をしてくださいと。地元住民の、ちゃんとオーケーしなければ、こいなのは造って駄目ですよというような法整備をしてくださいというようなことを、町長として県や国にね、副申するべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現状ではこの発電事業っていうのは、何回も申したとおり、今の質問にもあったとおり、自治体の意向ではどうにもならない状態ですね。それはそのとおりなんです。国のいわゆる国策ということになったときに、そのことをお願いすることは、これはやぶさかでないんです。そのことを代議士なりなんなりに相談を申し上げるということについては何らやぶさかではないんですけれども、国策として国のほうでこれを進めるときに、果たしてそういうことだけで判断できるようになるかどうかとい

うところに、またこれも何となく、一国民ということになるとどうなのかなあと思う節もあります。ただ、今言われたように、話を出してみることにについては、そうしてみたいと思います。そうします。その結果どうなるかは別として、相談をさせていただきます。

いずれとにかく、この再生エネルギーということについては、太陽光であれ風力であれ必ず面積を求めるものですので、それが災害につながらないとも言えないし、これまでに風力発電が出たがために災害が起きたという話も、ちょっと記憶にはないんですけども、可能性はあるということにはなろうかと思えます。

いろいろ慎重に考えなくちゃならない問題であるということについては、そのとおりで思っております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 風力発電ができたから災害が起きたというようなことは、まず直接的にね、ないんですが、今、薬菜の裏で工事やっていますが、ちょっと崖崩れがあったそうです。御存じだと思います。この間の、8月の末にですね、どういったものかなあと思って裏薬菜に行ってきました。ずっと回って行って、ゴルフ場のところからね、何枚かな、敷鉄板、相当敷いてましたよね。ずっと、そっからずっと真っすぐ芋沢のほうに落ちていくんですが、そっから左に入って漆沢のほうに行く、漆沢ダムに向かって行くんですけども、そこを行ったんですが、私が運転したわけじゃないです、白井さんが運転してですね、行ったんですがね。幅員3.5メートルぐらいですよ。やぶの中ですよ。辺りはもう霧だからちょっとよく見えませんでした、あそこ採草地になってます。昔、薬菜高原野菜ということで大根なんかも栽培してたんですが、今はないようでした。道路がですね、60センチぐらいの、もうそこが陥没してるわけですよ。多分これ送電線を埋めた後ではないかなというふうに推測してきたんですが、相当低くなってます。後から当然直すんだというふうに思いますが。で、漆沢のほうに向かう、また右のほうに曲がっていくその上とその奥とにありました。なかなか、工事関係者以外は立入り禁止になってましたので、晴れていれば外に降りて見たいなと思ったんですが、その見学はできませんでしたけれども。とにかくあそこにもっともっと、加美町の人たちに聞くと、加美町の議員に聞くと、知らないうちにもう地権者にね、買収されてしまって、どんどんどんどん進んできてしまったんだというような話でした。色麻では調査するんですかって言うから、しますよって言ったんですが、なかなか加美町でそれができないような話でした。この道路を通ってですね、今基礎を造ってます。1つの基礎で、800立米ぐらい入るということです。コンクリートも相当強いコンクリートで、それから、高性能流動剤ということでスラブ18ぐらいで、強度は450って言ったかな、45ニュートンって。それで、単重が重いから1台に4立米しか積みません。4立米しか積めないのを800立米ですと、計算すると200台。1日ですよ、1日200台の車が往復するということになります。生コン屋の友人に聞くと、大変だと。朝から晩までかかってと。ただ、今のところ事故も何もないからいいですけどね。その400台の車が、200台の車が往復するというだけでもね、大変なんですよ。その地区、止まってなきや駄目ですよ。待機場所いっ

ばいありました。そこに全部敷鉄板ですよ。事故が起きなければいいなというふうに思ってますよ。生コン車事故起こしたら大変なんです。動かなくなると固まってしまうから。当然、工事はストップしてしまっ。そんな工事屋さんのことを心配する必要ありませんけれども、そういう状況にあるということです。それがもし、ここに来たら、多分小栗山のほうから上っていくんだらうなというふうに思いますけれども、大変だなというふうに思います。

7月15、16日の大雨について、いろいろ皆さん御質問されていましたが、県全体です、被害総額が、これ8月16日のニュースですけど、県全体での被害総額が242億390万円、3,902万円。これ8月16日のニュースです。これが皆ね、当然大雨、県の中でもまとめですから、これぐらいの被害があったということです、ただ、今後もしこういった工事が進んでですね、尾根に水がたまらなくなってどンドンどンドン流れてきたというようなことになった場合に、保野川、長谷川だけで済むのかどうか。いろんな、もしですよ、そういった大雨が来た場合の災害ってのは、このお金は計り知れない額になるだろうというふうに思います。そういったこともあるのです、ぜひ。町長は平らなところを見てきたと思います、津軽、それから石巻だったかな。健康被害はないというふうに聞いてきたというふうに思いますが、この健康被害についてはですね、由利本荘でもいろいろ聞いてきましたが、なかなかこの、その土地柄って言ったらいんですかね、なかなか手を挙げにくい。私、健康被害ですというの。結局、いろいろ利害関係があつてね、地権者がいて、売った人、ほんなに高い金が入ってないはずですけども、売った人と、それから健康被害があるという、その中で、その地区の中で、争いが起きてしまうというようなこと。それを争いたくないからということで我慢している人が結構いるということだそうです。

ですから、そういったことも含めてですね、町長には今後検討してほしいなというふうに思います。もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、今予定されております八森山ですね、まだ実際現地には足は運んでないんですよ、私はね。ですから、この議会終わって年度内の雪降るような前に、天候を見ながら1回はまず現地を、どういう状況になっているかを確認をしなくちゃならないなというふうにまずもって思っていました。

そして、これは改めて皆さんに言わなくたって分かってることだと思うんですけども、今の予定されておる場所、これは加美町と色麻のいわゆる町境が、山のちょうど尾根境ということになるんでしょうが、その両側なんですよ、計画された土地がね。ですから、そういうその状況の中で、どっちにこう、今やろうとしているのかという具体的なことは、はっきりしたことはまだよく分かってないんですけども、色麻町に、例えば色麻町の問題、隣に、ちょっと離れて加美町では加美町の問題って、こういうふうになるんでしょうけれども、そういう状況の中での今あるということですね。そして、本町には、配慮書と、最初配慮書から入るわけですね。配慮書と次が方法書だったかな、

方法書と、は、そこまではもう既に提出されているわけですね。で、来年予定されているのは、準備書というやつですかね。その後最後に評価書ということになるんでしょうけれども、今、もう国のほうの認可を得ながら、業者としてはそこまで進めているという状況です。

そういう中で、いずれ本町としても判断をしなくちゃならない時期がそう遠からず来るんでしょうから、冒頭に申し上げたとおり、特別委員会の結論がどのように出るかわかりませんが、それを一応見ながら判断をさせていただくというふうになるのかなと思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 町長の賢明な判断をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、色麻学園について質問いたします。

コロナ禍によってですね、授業や学校行事に影響は出ているんだろうというふうに思いますが、それぞれの対応についてですね、お聞きしたいなというふうに思います。

そしてまた、全国学力調査がありますね。毎年あるんですが、その結果、どのようなものだったのかなというふうに思います。

またタブレットをですね、全校生徒児童にですね、配付されているわけですが、コロナ禍の中でですね、有効に利用されているんだろうというふうに思います。いかがでしょうか。

それから最後に、中学校の部活動についてですね。現在どのような状況になっているのか。そしてまた今後ですね、外部指導者に依頼するってというような話になっていますが、その進捗状況、どういった方向になっているのかをまずお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の2つ目の質問がありますので、お答えを申し上げます。

まずこのコロナによる授業、学校行事についての影響ということではありますが、これはやっぱり影響はございますが、授業につきましては4月と7月に学級学年閉鎖、臨時休業を行ったので、夏季休業期間を小学校においては4日間、中学校においては2日間短縮をいたしました。学校行事については、3密防止のため全校集会は児童生徒が一堂に会する形ではなくオンラインで開催をし、また、運動会では競技ごとに保護者の入替えを行うなど、教職員が考え工夫して実施をしております。

なお、学力検査あるいはタブレットの関係、中学校の部活の関係については、担当者のほうから説明を申し上げたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） それでは、全国学力・学習状況調査の結果について回答いたします。

本年度の全国学力・学習状況調査は、4月19日に全国一斉に実施されました。調査は小学6年生及び中学3年生を対象に、小学校は国語、算数、理科の3教科、中学校は国

語、数学、理科の3教科、児童生徒の学習状況等の質問をし、調査でした。調査結果については、学力状況調査は学力の一部を表すものであり、学校における教育活動の一面であること、平均正答数や平均正答率などの数値を公表することにより、学校間の序列化や過度の競争をあおるおそれがあることにより、数値での公表はこれまでどおり差し控えさせていただきます。

小学校においては、全体的に見ると国語については県平均と同じです。算数、理科については、県平均をやや下回っていますが、ほぼ同じでございます。中学校においては、国語、数学、理科ともに県平均を下回っております。この調査結果は教育委員会、学校それぞれで詳細に分析を行い、学力向上につながる具体的な指導や改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、タブレットの活用状況ですが、令和2年度末に小学校1年生から中学校3年生まで全児童生徒に1台ずつ配備いたしました。なお、本町では教師用のタブレットも同時に配備しており、タブレットの活用方法を教員間で検討し、改善しながら授業で活用しております。タブレット導入の2年目を迎え、児童生徒も教師もほぼストレスなく積極的に活用していると聞いています。なお、今年度の夏季休業期間には、小学校・中学校ともに自宅にタブレットを持ち帰り、家庭学習や課題等に使用できるようにしました。

次に、中学校の部活動についての現在の状況及び今後の方向ですが、現在色麻中学校には運動部が種目として7つ、文化部が2つの部活があります。それぞれの部活で教師が顧問となって活動をしていますが、運動部活動の地域移行に関する検討会の提言では、運動部について令和7年度末までに外部指導者に移行することにしております。

このことを受け、宮城県では運動部活動地域移行情報交換会が県の担当者、町村、学校体育主管課担当者及び生涯スポーツ主管課担当者の参加の下7月2日に開催されました。今後、国から部活動の地域移行に関してのガイドラインが発出され、それに基づいて各市町村は計画を策定するとのことです。先月行われた県教育委員会との懇話会でも情報交換のテーマの一つとなり、参加した各団体の教育長から積極的に意見が交わされました。県教育委員会や他の市町村でもおおむね現在は具体的な方策が文部科学省から示されるのを待っているとのことでしたが、現実問題として大きな困難があることは間違いありません。本町としても他市町村との情報交換しながら町内関係者、諸団体の御支援、御協力をいただきながら、具体策を模索していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 教育長に詳しくお話をいただきましたが、どこの学校でも大変だったんですよ。その中で工夫してやっているなというふうには見受けられますが、何しろ学校に行けないもんですから、外から眺めてるだけでありました。

学力状況調査なんですけれども、宮城県は全国でも低いほうですよ、下のほうですよ。下って、びりのほうですよ。その中で県より低いというのであれば、何だろう

というふうに思ってしまう。というのはね、私もずっと議員やりながら小中一貫教育やれっていうことで長年活動してきて、もう平成26年に小中一貫になってですね、もう何年になりますかね、もう9年過ぎたんですかね。もう9年間の結果が出てもいいはずなんですよね。確かに過度の競争があおるおそれがあるというふうにおっしゃいますけども、これは県教委の方針ですよね。ですよね。そしてまた、先ほど言った、部活動の地域移行に対しても国からのお達しが来るまで待ってまじょうと。全然変わってないですよね、教育委員会そのものが。そうではなくてですね、もう少しこう、子供たちがですね、何ていったらいいのかな、公平な立場での競争がね、競争してないと思うんですよ。競争させてない。あおるのではなくてね。だから、非常に難しい部分はありますよ。ただ見てるとね、大過なく大過なく前年踏襲やりまじょうというようにしか見えないうんですよね。ここで学力向上につながる具体的な方策を講じますって毎年同じこと言ってますよ。じゃあ、具体的に何をやってるのかということですよ。前の前の教育長も東成瀬村に行ってですね、あそこの教育長さんに薫陶と受けてきて、私たちも行ったことがありますけれども、あそこは教員養成学校みたいなところだなというふうに思ってきましたけれども、一体どこが違うんですかね。これ、町長に言っても町長分かんないと思うから、教育長に聞きますがね、秋田県と宮城県の差、どこにあると思いますか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 学力向上についてはね、これは学校だけでなし得るものではないと私は思っております。これはやっぱり学校、地域、家庭とそれぞれがですね、やっぱり社会情勢も受けながらですね、やっぱり取り組んで、その結果が学力だと思います。それを決して宮城県がやっていないというわけではなくてですね、例えば私は秋田と宮城の一番の違いはやっぱり何ていうんですか、県の社会情勢の違いというんですかね、そういうやっぱりものが大きいのではないかと思います。やっぱり東北の中でも宮城県というのは、何ていうんですか、いわゆる東北の中では一番都市部っていうか、都市化されたところでありますので、そういうところでの学力というのは、例えば家庭の中だとかですね、外の中の外部、学校だけじゃないそういうところの、いわゆる力も導入しながら学力向上がなされているというのが現状ではないかと。その中で色麻は果たしてどうかとなると、例えば学力向上策については昨年度より、色麻小学校については標準学力検査を年2回にしました。それは、年1回だったのはなぜかという、1回だとやった結果が次の学年にしか生きないんです。2回だと、年度当初4月と、あと年度末に近いときにやることによって、そこで学びが定着していないところ、もう少し突っ込まなくちゃいけないところについても学び直しがその結果を用いてできるということで、去年から取り組んでおります。それから、中学校においてはですね、実力テストの回数を1回町のほうで補助も増やしておりますし、あと、夏季休業中のワークですね、そういうのも導入しております。来年度に向けてはですね、やはり小学校と同じような取組で、学び直しができるような標準学力検査だとかですね、実力テストだけじゃなくてそういうものを変えていくとか、そういう方向も今検討しております。それからや



はり、去年からですね、やっぱりこのタブレットの導入っていうのが、非常にこう、何ですか、学力の定着のためには効果があると思います。まだそれが現れてないんじゃないかと、そう将来期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 9番今野公勇議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩をいたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。9番今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 教育長とはね、いつも中体連のときなんかですね、お話をしていますが、部活動についてちょっとお聞きします。

今、7つの運動部と2つの文化部ということですが、運動部のほうですね、実際に専門的にですね、指導できる先生は何人いらっしゃいますか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 専門的、いわゆる本当に専門までちょっと押さえてませんけれども、いわゆる、本当に例えば専門にやってきてエキスパートって言われる方は、私が知る限りお一人かなと。一流のプレーヤーとしても活躍された方ですね。あとは、学生時代やってた方とか、それから教員になってから顧問を持って始めた方とかでやってるというのが、色麻だけじゃなくてですね、どこの中学校も現状かと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） すいません、聞き方悪かった。専門的ということじゃなく、実際に指導している先生方です。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） これは中学校の部活はですね、顧問は全部持ってますので、いわゆる、校長・教頭を除いてほかの教員が具体的に指導しているということです。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 前の質問でもですね、先生方の過労ということでいろいろ話をしたことがありましたけれども、実際に部活動の先生方がね、子供たちが一緒になって活動するというのが、まず一つは先生と生徒たちの信頼関係ができてですね、非常に教育

的効果があるということでの部活動が長年続いてきてるということだろうというふうに思います。

そんな中でね、令和7年度までに外部に委嘱する、どういうふうに形になるか分かりませんが、外部指導者にお願いをするようになるという全国的な流れですけどもね、文科省からの通達だというふうに思いますが、果たしてね、国から言われればそういうふうにしなきゃいけないんだろうけど、果たしてそれでいいのかどうか。つまり、今まで部活動、我々の時代からそうですけど、部活動において師弟の関係が非常に強くなってですね、顧問の先生だから一生懸命勉強して成績を上げようとか、あの先生嫌だから僕は勉強しないんだっていうような、ありましたよね。やっぱり、これからこう伸びていく子供たちにね、そういったことがね、必要だろうというふうに思うんです。ただ、先生方の働き方改革というのもありますから、ちょっと難しい問題になるというふうに思いますが、教育長、その辺をどのような見解を持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 私もですね、本当部活動に関しては、今野議員さんがおっしゃるとおりだと思います。私自身もやっぱり中学校で専門じゃない部活も指導もしてきましたけれども、やっぱり部活動をしながら、そこの何ですか、後ろに見えるのはいわゆる教室での授業の姿であったりね、それから家庭での姿であって、そういうことを思い浮かべながら部活動指導をしてきました。例えば、通信表配付時期になると、やっぱり部員の通信表を見て、これ夏休みももっと頑張んなきゃねえぞとか、そういういわゆる励ましもしながらこうやってきました。今度の外部指導者への移行というのはですね、令和7年度までにまず休日の部活動についてというような提言が出ております。その求めているものについては、外部指導員が責任を持って休日の部活動もやると。ただし、その指導員になる者は、例えば地域の方々であったり、場所によっては民間の方々であったりだとかね、そういう者であったりするんですが、その中にいわゆる教師も希望する者については、休日の指導をしてもらうのは全然構わないとあります。ただしその場合、教師についても今の部活の延長でなくてですね、条件面は町で整える必要があるんです。いわゆる、兼業兼職で休日の分は活動させ、外部指導員として活動して、その報酬は市町村で持つとかになっておりますので、そういう制度等もですね、見据えて、あと、先生方の意向も調査して、協力していただけたらいいかなと思います。令和7年度に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） そういった基本的なことを中心としてね、今先生方の意向調査とか、それから例えば色麻町であれば、野球いなくなっちゃったげっども、こういった指導できる人がどれぐらいいるのかと。あるいは、その指導する上での資格はどうかとかといったことは、もう話し合っているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではお答えします。

色麻町内の協議の場というものはまだ設けてはおりません。今後、国のほうでガイドラインを示され次第ですね、その協議の場を持ちたいと考えております。

またですね、資格等についてもまだ国のほうからはどういう資格が必要なのかというのも示されておりませんので、例えばスポーツ少年団であれば、ある講習を受けたくないという縛りがありますけども、この外部指導者につきましては、そういう資格面がまだ整備されておりませんので、そういうのを見届け次第ですね、協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 7月2日にですね、合同庁舎で情報交換会がありました。私も参加させていただきました。その中でNHKでも、テレビでも放送なってるんですが、志波姫ではね、総合型スポーツクラブの方が指導していると。よく聞くとボランティアですよね、ボランティア。私もスポーツ少年団に関わってますが、県なんかは、県の会議にも行ってですね、いつまで指導者をボランティアでやらせているのだと、こういうような状況ではやっぱり難しいだろうと。何とかこの部活動の外部指導に関してもですね。文科省こいな話をしてるわけですよ。その指導をしてくれる人に対する報酬はどうするのかとか、資格の問題もそうですけれどもね、報酬を支給するのは何とかかんとかというのは、最初に自治体で何とかしなさいというような話になってくる。自治体でって言われても、町長困りますよね。1時間幾らという形で報酬を支払わなければいけないと、そういうのに対して例えば国の補助があるのかないかもまだ分からないわけですよ。その中でそういった報酬を出してくれと言われてたら、町長どうしますか。出してくれますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この働き方改革というのはですね、学校はもちろん今言ったようないろんな問題抱えてるわけですし、それから町にとっては病院なんですね。今は病院のことは関係ないんですけども、働き方改革の中で今までと違う方向で捉えざるを得ないにならざるを得ないというのが、今言ったような学校関係、それから病院関係ですね。いずれ、やっぱり町独自でこうだということはまだ何も考えておりませんが、そういう国の指針なりを見ながらの判断ということにならざるを得ないのではないかと思います。仮にそういうことで自治体で報酬を払いなさいということであれば、これは払いざるを得なくなるかとは思っています。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） そうですね、きちっと国と文科省のほうからですね、指針がきちっと出てないということで。ただ、準備はしておかなければいけないというふうに思いますのでね、その辺はよろしく御協議をお願いしたいというふうに思います。

続きましてですね、地域おこし協力隊について質問をいたします。

令和4年度採用のですね、職員3名いらっしゃいますが、その今の現在の活動状況はいかがでしょうか。まずお聞きをしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の3つ目の質問、地域おこし協力隊についてお尋ねがございましたので、答弁させていただきます。

活動状況ということでございますので、この地域おこし協力隊は都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住をして、地域ブランドや地場製品の開発、販売等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援等の地域協力活動を行いながら、その地域への定住定着を図る取組であります。

本町におきましては、令和4年4月1日付で鳥獣被害対策支援員を2名、農業支援員1名を産業振興課に配置したところであります。活動状況でありますけれども、鳥獣被害対策支援員は、イノシシをはじめとする鳥獣の生態把握及び地域住民と一緒に侵入防止柵の補修等に関する活動を行っているところであります。また、農業支援員につきましては、南山果樹園においてリンゴの剪定作業及び除草作業並びに薬剤散布等に関する活動を行っているところであります。それぞれの活動はありますけれども、何をするにも初めての経験でありますので、関係者の皆様に一から御指導をいただきながら活動を行っているところでありますが、通常よりも時間を要している状況でございます。1年目は何よりも地域を知り、地域に溶け込む期間であると考えております。地域おこし協力隊が自主性を持った活動ができるように支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） この地域おこし協力隊の身分っていいですかね、会計年度任用職員という形で採用されているというふうに思います。そんな中でですね、農業支援員の方なんですけど、南山果樹園に行ってですね、いろいろこう指導を受けながら作業しているというふうに伺ってます。ただお聞きしますとね、朝8時半にはここに、役場庁舎に行かなくちゃいけないし、5時までには戻って来なくちゃいけないというような話を伺ってます。よく聞くと、土日は自由に行動していいよということだそうなんですけど、何かこの活動がね、限られてしまっているのではないかなと。つまり、例えば私たちがですよ、農家ですよ、草刈りをするっていうときは日中の暑いときはしないんですよ。朝早く行って、あるいは夕方涼しくなってからと。昼間は休んでるというようなことなんですけど、そういうことではなくて、定時から定時までというような縛りがあるようなんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

そもそもその農業支援でございますが、メインを南山果樹園でリンゴの管理作業をしながらというようなことで計画しておりました。当初におきましては、実際その南山果

樹園の生産者、実際管理している圃場を使って活動していくということで進めておったんですが、たまたまその、今年度からリンゴの作付を、作付っていうんですか、管理ができなくなる方が出てきまして、その一部をお借りしながらやってるということで、やはりその全てをその協力隊員が管理するというので、やっぱりベテランさんであれば半日で終わる仕事が、1日とかそれ以上かかってしまうというようなことで、なかなか管理がはかどらないというような状況でございます。

ただ、そんな中でも、例えばその8時半から4時半という縛りの中だけじゃなくて、早出をして、その分早く仕事を上がってもらおうというような対応もできますので、月2回ずつディスカッションとか、打合せ会を行っておりますので、その辺でももっともっとう内容を掘り下げながら、そういった対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 南山果樹園でね、足だったか腰悪くて動けなくなったから、この部分やってくれよということでやってるというふうに聞きましたけれどもね。ただ、そうは言っても何かこうコミュニケーション不足のような気がするんですよ。こちらの意図が通じてない、向こうの言い分も聞き取れないというような形になっているのかなというふうなところが見受けられます。それでね、もうちょっとね、例えば生産法人にね、南山だから上高城ふぁあむでもいいしね、に、就職ではないけども預けてずっと一緒に活動、リンゴだけでなくですよ、というふうにやるとかね、したほうがいいのかというふうに思います。実はこの地域おこし協力隊、十何年前だろうな、うちの兄貴が加美町のときにね、一番先にしたと思います、農業法人って。そのときはね、下野目のある方に先生になってもらって、農業、体験じゃない、農作業を全部やってもらってね、無農薬から何からやって。そしてたしか自由に行動できたような、できだっただけではないかなというふうに思ってるんです。で、今回は色麻は会計年度任用職員という形になってるんですが、そうするとやっぱタイムカード押さなきゃない、農家タイムカード押すのはおかしいんだ、おかしいっていうかね。タイムカード押したら、あと昼寝してていいのかっていう話になる、そういうことではなくてね、そういうことではなくて、もっと自由に行動できるようなシステムのほうがいいのかないかというふうに思うんです。でないと、その協力隊員のモチベーションがね、どうなのかなと。今から話しする、例えば来年度に向けてのね、いや、来たげっども、色麻さ来たげっども、何だかはっぴりおもしろねえんだおんやなんていう話になってしまったら、次に来る人が来なくなると思うんですよ。だから、そういったこともあるのでね。もうちょっとコミュニケーションを図って、月2回じゃなくてさ、毎日毎日でもいいし、例えば課長、平沢さ出て行って、1晩泊めて、朝にここ草刈りとかさ、そいなことやってもいいのかなというふうに思うんですがね、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

最近、数日前にですね、その農業支援員といろいろお話しした中で、やはり色麻役場に籍を置きながら、会計年度任用職員としてやりながら、やっぱり現場作業するっていうのは、やっぱり不自由なところがあるなというふうな感じを受けておりますし、当然、農業部門ですので、当然、夏場については、朝早くからしたほうがもっとも効率上がる状態もございますし、そういった中で本人もですね、やっぱり南山果樹園の生産者の方々と指導を受けながら、接しながらやってるものの、やっぱり実際の作業となると自分一人でやる部分、時間が多くなるということで、やっぱりその辺の心の、何ていうんですか、ケアもやっぱり必要なんだなということで、先ほど2回に限らずお話をやってはどうだという話がありましたけども、その辺もですね、日々声がけしながら進めていきたいと思っておりますし、やっぱり今後、農業部門のその協力隊の活用については、今は会計年度任用職員という形ですけども、今度はある法人等に所属していただいて、それを協力隊として、委託型と呼んでいますけれども、そういったことが必要なのかなと感じているところです。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 最終的にね、移住定住を狙った、これ、やり方ですよ。地域おこし協力隊ですよ。3年間いたけれども最後飛んでって、もうさよならしますっていうふうにならないようにね、しなければなって。そのうちにやっぱり、半年もう過ぎてるわけだから、その中でもう地域の人たちともうコミュニケーションを図れる、図ってね、やあ、こんにちとは懐に入っていけるような形になればいいんだけども、まだまだそこまでいってないというふうに感じます。だから、やってる人もいますよ、でも、そうではない方もいます。性格的なこともありますよね。ただ、やっぱりそいなことを支援してってね、そして、将来、じゃあ、将来はどういうふうにするんだと。南山果樹園のこれを借りて生産者として生きていくのかと。それとももっと規模を拡大するのか、リンゴじゃなくて、じゃあ別な、例えばネギがもうかりそうだからネギをやるのかとか、そういったことの将来の夢というものを描いていかないと、今描いていかないと、これ長続きしないような気がする。やっぱり夢というものは持っていかないと、モチベーションもそうですし、計画もありますよね、3年後どうするんだといったときに、3年後までに資金これぐらい集めますとかね、新規就農者だからこのくらいもらえますけどどうしますかとかって、そういうような計算もしなきゃいけないわけですよ。だから、そういったことも含めてですね、指導っていうかね、地域おこし協力隊が定着するようなね、制度にしてほしいなというふうに思います。

そんな中でね、来年度に向けて準備をしているというふうに思うんですが、その準備の状況はいかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

来年度、令和5年度採用に向けました準備の状況でございますが、現在、外部委託によりまして協力隊募集用のパンフレット、それからPR動画、これは職員も現場に同行

いたしましてですね、作成をいたしてございます。この動画に関しましては、昨年度作成いたしました町の自然、風景、これをテーマとしたものを作成いたしましたが、今年度はですね、色麻の人の魅力、それから温かさ、そういったようなものに焦点を当てたものというふうにしてございます。パンフレットにつきましても、その動画の素材を生かしたものだということになる予定でございます。これらを生かしましてですね、協力隊の募集と地域のPRを行いながら、協力隊を募集する多くの自治体の中からですね、本町を選んでいただければというふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 来年度も農業支援員1名という形で考えているということなんです。先ほど話しましたけれどもね、採用するまでの企画するのは企画情報課で、その後、採用した後は産業振興課だということですよ。そこでですね、ちゃんとう、橋渡しの打合せはよく行っているんでしょうかね。ちょっとお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） その橋渡しということなんですけれども、これについては4月1日になったから所属して、はい、産業振興課というように進めたのではなくて、令和3年度についても募集のときからお互いの課で連絡、連携しながら進めていたという状況で、今後もそういった形で連携しながら進めたいと思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 当然そうしなければならないというふうに思いますが、ただ、今年の場合見てるとね、そうではないような気がする。初めてのことだから。ただ、前にも言ったことありますけどもね、後発の事業ですよ、これは、色麻町にとって。ほか、もう何年もやっているんだから。ということは、後発の強みっていうのは、いいところのね、いいところ取りをいっぱいできるはずですよ。そういった情報をね、つかんでないんじゃないですかっていうことですよ。ただただ話をしましたじゃなくて、じゃあ実際どうなんだと。採用するときの性格から皆分かるでしょう。そしたらこういうような事業がいいんでない、こいな職種がいいんでねえかとかね、その本人の希望もあるというふうに思いますがね。そういったことの、何つうのか、意思疎通をもっと図っていかないと、ただただこの事業をやりました、3年間過ぎました、はい、終わりですと、になりかねない。そうではなくて、最終的に定住してもらいたいわけですよ。できれば、町長いつも言ってるけれども、ここでいい人みつけて結婚してほしいわけですよ、最終的には。そういう制度にしたいわけですよ。そういうことを酌み取りながらね、お互いの課同士の、別々だけども、話合いをしなければいけないのではないですかと言っています。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今年度については、いろいろ反省しながらやっているわけですね。

れども、次年度については、今言われたようなことを踏まえて、しっかりした計画で今進めている途中でありますので、できるだけ町に定住できる方向で、これからの体制と  
いいですか、考えを持っていくようにするというところで進めております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 今町長からしっかりした計画を持ってやるということでございますので、そのお話に期待をして質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、9番今野公勇議員の一般質問が終わりました。

次に、3番相原和洋議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。3番相原和洋議員。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） ただいま議長の通告に対する質問の許可をいただきましたので、早速始めたいと思います。2か件出しておりますので1か件ずつ、ちょっと町長とやり取りをさせていただきたいと。

まず初めに、7月の大雨による被害について。

この質問、11番議員筆頭に何名かの議員が質問させてもらっております。ある程度話は理解はしてるつもりはございますが、再度お尋ねをしながら、町民の皆様には御理解のいただける行政運営をここで図っているということ、町長の声で述べていただきながら質問したいと思っております。

去る7月15日、13日からというんでしょうか、そのあたりから16日にかけて、県内で記録的な大雨がありました。河川の氾濫、道路、田んぼ、畑の冠水等の被害が相次いで出ております。県内で、16日の3時の時点で、大崎市など含め12市町村で避難所を開設、本町でも開設はしたということは聞いておりますけれども、5市町村で412名の方が避難なされたということが記事に載っております。近くでいけば、隣、加美町、地区で道路の冠水。隣、大崎市、旧古川の多田川の名蓋川決壊、あと、涌谷の出来川の決壊等々、各広範囲で今回起きております。非常に大変な思いをしてる方々が多くおられたと。多田川地区で、設備屋関係さんでちょっといところがいまして、そこにJ Cの方が手伝いに来て応援をなされていたというのがありました。かなりひどいところはひどかったです。本町も軽微ながら大小あったということが聞き及んでますので、まずその点どうだったのか、被害状況、再度お尋ねをしておきたいかなと思います。

まず初めに、今回の被害状況、規模、あとは件数等々についてもどうだったのか。その被害総額、町で積算していらっしゃると思いますので、その点はどのくらいだったのか、まずお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原和洋議員の質問に答えたいと思います。

この件については、今回の議会の中では何人かの皆さんに質問いただいておりますので、ほぼ内容的には重複をします。

他市町と比べることは何も必要はないんですけれども、ほかの市町は大分大きい被害



を受けたということは、本当にこれは気の毒だったなというふうに思っております。そういう中で、本町においてはこれから申し上げるとおりの内容でございます。

まず、公共土木施設分、これの被害状況ですけれども、道路の路肩やのり面の崩れ、未舗装道路の路面の洗掘等が発生をしております。また、河川や沢において、護岸やのり面の崩れが発生しました。8月31日現在の被害状況では、道路等で29か所、河川で6か所、合計35か所となっております。被害額は道路等が440万円、河川が62万円で、合計502万円と見込んでおります。

次に、農業施設分になりますけれども、まず、町関係の施設の林道、作業道の路肩の崩れ、路面の洗掘が10路線、堰ののり面崩れが2か所、水門の流木詰まりが1か所、水路ののり崩れが1か所で、計14か所でございます。また、個人の施設では、水田ののり崩れや土砂の流入が24か所、水路ののり崩れが2か所、ため池ののり崩れが1か所、作業道の路面流出が1か所で、計28か所でございます。土地改良区の施設でも堰2か所、のり崩れや土のうの流出、高城地区圃場整備区域内道路ののり崩れが発生をしております。被害金額については、町関係施設で898万3,000円、個人施設の水田等の被害金額が434万3,000円ということで、合計しまして1,332万6,000円と見込んでおります。

次に、農作物の被害であります。まず、大豆により冠水した面積は、大豆じゃないですね、大雨により冠水した面積は、水稻3.2ヘクタール、大豆が76.5ヘクタール、エゴマが25.4ヘクタール、ネギが22.1ヘクタール、ホウレンソウ11.9ヘクタールでございます。水稻についてはその後の天候の回復もございましたので、現在までおおむね平年並みの生育状況であります。大豆やエゴマ、野菜類については、生育に影響が出ている箇所も見受けられます。これらの農家の皆さんには排水対策、これまでもお願いしておったんですけれども、農協をはじめ各機関と情報共有しながら、周知してまいらねばならないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま町長の答弁をいただきまして、数名の議員に答弁した内容と同じような内容だということは御理解しました。

ただ一つ、お尋ねしておきたいと。今回の被害状況、この調査はどのような方向で進められたのか。簡単に言うと、町執行部で各現況を確認しに行っている数字なのか。それとも、町民のほうから被害が出てきた分の調査報告なのか。その点どうなっているのか、ちょっとお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

今回の被害状況報告の関係でございますが、こちらのほうは町執行部での調査と、あと、町民からの上がってきた分の合計の数字でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

- 産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 私からは農業関係の被害について申し上げますが、これについても町執行部で現地調査をし、なおかつ、それに農家さんから上がってきた情報を基に集計したものでございます。
- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） 今建設水道課長、産業振興課長の答弁を聞いたところ、町で調べた分、町民からの上がってきた被害いう部分になった数字だということなんですけども、私の手元に去る7月26日現在の総括、それで今回8月31日の総括の2種類あるんですよ、町長。26、7月の現時点で、土木被害、農業被害等については合計件数73件、8月31日においては86件、ここでタイムラグがあるんですよ、約1か月の間にね。簡単に計算すると13件の違いがあります、大小は別として。1か月の間で13件の開き、これだけ、町のほうでよく事業については緊急性、重要性という言葉、多々使ってる。使ってて1か月間これだけの開きがあって、それが見えてなかったのかどうか。町民が来るのを待ってたのか、町として調べが足りなかったのか、町長としてどう捉えてますか。お尋ねしときます。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） これは調べが足りなかったところもあるかもしれません。つまり、見落としということになるかもしれませんし、それからその後、よく地権者の皆さん、あるいは町民の皆さんの中でよく確認したら、あれここもだ、あそこもだということで、後から追加されての報告があったところもあったと思います。そういうことでの差だというふうに捉えております。
- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） 今、町長の答弁聞いて、しならば100歩譲って町のほうではしっかり調べたと。町民の方がふと気づいたらうちもだったというのが出てきて、これだけ13件遅れたのかなというのかどうか、そのあたりどのような精査してます、町長。お尋ねしておきます。
- 議長（中山 哲君） 産業振興課長。
- 産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。  
執行部のほうで現地調査をしておりますが、やはりあの農地であれば1か所1か所この調査というのはなかなか困難な状況ですので、やはりその時点で、7月時点で見落としっていうのはあろうかというふうに思いますし、なお、それ以外の、町で調査した以外の箇所については、農家さんの意見を吸い上げていくというような状況で行っております。
- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） あのね、町長、見落としって言葉、私は一番嫌いなんです。責任を持ってやってるわけですから、あまりそういう言葉を使っていたくないなと思います。人間ですから間違いはあるかもしれません。ただ、見落とししないように、例えば産業振興課の人数が足りない、建設水道課の人間が足りなければ、ほかの課の人

間を多少充てても、やっぱりこういうこと、緊急性ありますから、徹底的に調べたほうがいいんじゃないですか。そうすると、こういうタイムラグは出ず、スピーディーに、町民の方の生活を安定、安心させることができると思うんですけど、どうなんでしょう。町長としてその考えは。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現実としてはね、今言ったように、例えば色麻町の田んぼ、道路をくまなく全部歩くということも、これは時間をかければできないちゅうわけではないんですけども。それから、地域の中で区長さんを通じて報告をしていただいて確認をもらおうと、そういうこともありなんですよ。ですから、今言ったように、結局時間がたつ、日数がたって、あれ、見たっけここもだとかということは、やっぱりこれ出るわけですよ。最初に見たのがパーフェクトになれば、議員が言うようにそれは確かにそういう差は出ませんけれども、最初からパーフェクトというふうには、こういう災害ちゅうのはね、その日よかったけども、次の日行ったっけ崩れったとかっていうことだっていないわけではないんですよ、これは。水の量だって、そのときからだんだん変わりますからね。ですからそういうことで、そういう差があるということは仕方がないことであって、大事なことはそういうふうに関後からでも、確実に、災害があったところを拾ってあげられるかどうかなんです。時間が仮にそのままで切ったわけじゃないですからね。後から報告を受けたのも全部対応するわけですので、別に何月何日以降に報告を受けたものは該当しないとかって言うわけじゃないですから、そういう差っていうのはね、出るというふうに思ってもらってね、それはやむを得ないんじゃないでしょうかね。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の言うとおりにね、今の今すぐしろって話はしません、私も、人ですから。ただ、先に出てきた部分に対しては、随時その都度その都度、町としてのフォローは多分入れていらっしゃると思うんですよ。この、後から出てきた分についてはその都度その都度、多分、今後の対処についてどうするか、多分お話ししてると思うんですよ。私のところにね、町民の方から、のり面崩れたんだけど町で何かしてけねのかや、土地改良区でやれねえんだとやっていう話来てるんですよ。町長、来てません。多分、町長なんか来てると思うんですよ、いっぱいね、そういう話。それに対して、どのような手当てをしていくのかなと。11番議員に対して、対策についてのお話は若干触れては出てます。後ほどそれについてはまた質問したいと思います。

今回、これだけの被害が出た。軽微と言ったらいいのか、町長はどうなのか分かりませんが、実際これだけの数があると。これに対して、これからどのような対応していくのかなということになるんですけども。まずその前に、本町においてはハザードマップというものがございます。今、私も手元に2020年版のハザードマップ、これ県との災害のリンクしているものだと思いますけども。今回、県指定の土砂災害指定地域、本町にも何か所かございます。そこにおける被害、11番議員は小栗山については聞いて

ておりました。それ以外の指定地域があるはずなので、それについては現況どうだったのか。それをどのように町長のほうに報告が上がってきて、町長はどう捉え、今後対策をするのか、まずお尋ねをしておきたいかなと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

県指定の地域のことでございますが、土砂災害警戒区域ということでございまして、そちらのほうにつきましては、議員さんが先ほどおっしゃったとおり、ハザードマップ等の制作とかでございまして、実際的にはハード面までは行ってませんが、今後ですね、県のほうにその箇所とかの補修なり要望等をこちらでも考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、課長から答弁ありましたけども、11番議員にも同じような答弁なされてますよね。ハード面については今何もできてないと。県の領域でございまして、町としては県に要望を上げるしかないというようなお話ではございます。ただ、町民の生命と財産を守る町として、果たしてそれだけでいいのか。ね、町長、いいんですかね。やっぱりそこは、ただ要望を上げるんであればどういった形で、いつ頃まで要望を上げるのか。今回の大崎の伊藤市長言っていましたよね。名蓋川の決壊、その前に19号の渋井川、県に再三要望をかけてその都度その都度対処してもらってるけども、あのような状況になってるんですよ。例えば、本町において小栗山、この指定でいけば今度は高根、王城寺、花川、そういった部分があるはずですよ。昨今、例えば高根のお墓ある場所分かりますよね、町長。あそこでこの間土砂崩れがあったそうです。住民の方が一斉に、お盆前でございましたんで、みんなで土のうを詰めてやられたという話は聞いておりますけども。ただ、町として今後そういった部分、県でなければ動けない部分とかがあっていう話になると、これもまたおかしい話です。やっぱりそういった危険箇所あるんであれば、町として真剣に県に要望する、要望するのは担当課なのかどうなのか。違いますよね、町長ですよ。町のトップ、マネジメントしてる方だと思います。そのトップがどのような要請、要望上げていくのか。今後の対策、どう考えてるのか。もしあれば、お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 当然、県のほうでの関係ですので、当然要請はすることになります。ただ、時期的に急を要する場合、これは待つてられないこともあるわけですので、その場合は連絡をしながら町のほうで対応をしなくちゃならないと。対応できるものですよ、対応できないくらいの状況になれば、これはどうにもなりませんけれども、対応できるような状況で、急を要するんだというふうに判断するものであれば、県のほうにお願いをして、連絡を一応待つて、それでも遅いというのであれば、やらなくちゃならないと、そういうことになろうかと思ひます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 急を要するかどうかは、現況見なければ分かんない話じゃないんですか。しからば、今のこの状況、県で来て見てもらってるのかどうか。まずそのあたり、要望をかけながら、緊急な話をしてるのかどうか、まずお尋ねしときます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

その件でございますが、県のほうにはその写真等をメールで担当の方のほうにお渡しし、確認のほうでございますが、やはり大崎市のほうが災害で忙しいということで、県の方も現場に出ておりまして、なかなかちょっと今来れないという状況ですが、そのうち確認のほうには来るということでございましたので、御了解ください。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 県もね、緊急性、優先順位ありますから、それは分かります。ただいつ頃、そっち終わってから来るっつって年内中来るのすか、来年ですか、再来年ですか、町長。やっぱりそこはね、随時追っかけて、県にはひたすらやっぱり来てもらうまで話ししてもらわなくちゃいけないんじゃないのかなと思いますよ。町民の生命、財産。この間、私も見てきました。町長、見ました。見てませんよね、まだね。本当に、お墓のこのコンクリがもう落ちそうなんですよ。そういった状況ありますから、やっぱり現況、町長見なくても担当課で見てるんでしょうから、その点はしっかりと町長にお話をさせていただいて、対策をどのように取ったらいいのかをしっかりとやっていただきたいなと思います。これについて、今すぐどうのこうのって言ってもなかなかできないでしょうから、引き続きここは町として、県に切に、強気を持って要望していただきたいと思います。

3番目の質問に入りたいと思います。

今回の災害で、町で避難対策をしたということでございます。この避難対策の仕方、当時の対応を含め十二分だったのかどうか。そのあたり、どういう状況なのかを再度お尋ねをしておきたいかなと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 避難対策は十二分だったのかという御質問でございますけれども、昨日も質問の答弁の中で避難所の開設に至るまでの経緯をお話しさせていただきました。雨の状況、河川の水位の状況などを考えて自宅にいたほうが安全だという第一の判断をして、とはいうものの不安な方がいるので、伝習館と加美農高の体育館を避難所として開けておきますので、心配な方は自由にいらしてくださいというようなアナウンスをさせていただきました。ただ、今までお話しされたその危険な場所、高根、平沢、小栗山、王城寺の行政区に関しましては、平沢は加美農の体育館ということにはなるんですけれども、それ以外の3地区につきましては、区長さんをお願いして集会所を避難所として開けていただいて、関係する方に、関係地区の方に開けてますよという話をし

ていただいております。そういう対応をやってきましてですね、結果的にその伝習館に11名の方がいらっしやっただけで、ほかの地区には誰も避難していないというような報告を受けております。小栗山なんかはですね、朝方の3時頃にお電話しましたら、誰も来てないよというような状況ですが、区長さんはまだ開けて待っているというような状況だったということで、あと状況を見て閉めてもらっていいですよというお話をさせていただきましたが。川の水位がですね、本当に30分、1時間に1回ぐらいずつ見て回ってもらったんですけれども、上がっても高水敷までということで、全くその氾濫のおそれがないという状況でもありました。でも、松島とかですね、大郷なんかはすごい雨が降って大変な状態だったんですが、うちの町はそこまでは降りませんけれども、やはり時間的に多く降った場合は、河川とか水路に入り切れなくて、若干冠水したとか、水位が上がったというようなことはありましたが、道路の通行止めもすることなかったということもありましたので、その対応として十二分かという御質問ではございますが、十二分という表現まではできないにしても、その時間、生命や財産を守るという限りを尽くしたというふうには考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） この質問については前段で質問してる議員もいますんで、内容的にはほぼ一緒なのかなと。タイミングってなかなか難しいと思うんですよね。早く開ければ開けたで文句が出る、遅ければ遅いで文句が出る。ただ、町としてはやっぱりそこは、町民の生命と財産をどう守るか、そこの判断をここで決めたんだと思うんですよ。その点については私も十二分に理解してるつもりです。今回、ほかよりも降水量は少なかったし、そこまで通行止めだ、きつくなるような部分がなかったんで、軽微でよかったのかなということではおっしゃってますけれども、今後ね、気候、異常気象と言われているこの昨今において、線状降水帯だ、台風が今12号、13号も来ております。どこに向かっていくか分かりません。そういったことを加味するとね、やっぱり毎日こういった部分は、日々考えていただきたいかなと。明日起きてもおかしくない、そういう気持ちで職員の方には鋭意努力をしていただきたいと。なお、町長はそこを叱咤激励をして、しっかりとした指導をしていただきたいと思っております。この件については、町としてしっかりしたんだということで御理解は賜っておきます。

最後に、この質問について、今回の被害状況を考慮して、今後、被害箇所に対して町としての対応、対策どうするのか。11番議員のほうには答えを、復興工事費としてですか、約10%を提示するようなお話を聞いておりますけれども、その点どうなのか。再度、町長、どのような考えで今いらっしやるのか、再度お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前段で回答申し上げたとおり、これまでと同じように10%は町のほうで助成をしたいと、こういうふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 10%が妥当なのかどうか私は分かりかねます。今後いろいろこう

いった被害って出てくると思うんですよね。水害、あとは雪害すか、本町においてはそういった問題が多々あります。今後、やっぱり一律の10%でいいのかどうかっていう問題もあります。中には被害箇所のひどくて個人で直し切れない方がいるかもしれない。体力的に厳しい方、そういった方もあるかもしれない。町もやっぱり、そのあたりはやっぱり判断の仕方がなかなか難しいとこにくんじゃいけないのかなと。自助努力して直せる方は直していただきたい。ただ、やっぱり町として公助する部分、どういった形で公助をしたら一番町民にとってよろしいのか。やっぱ現況を見てきてる両課長方分かってるはずですよ、被害額がどうなのか。そういった部分をどう加味してやるのか。今回の補正にはこの分ついてきてませんから、12月までの定例の中で出すのかどうか分かりませんが、早期にそこは判断していただいて（不規則発言あり）ついたんだっけ、失礼、つけてたんです、10%ね。果たして10%が確かなのかどうかってことなんです、私も、大変失礼しました。それで町民の方が納得いただくかどうかは別として、やっぱり今後農家は続けていただきたい。町長はやっぱり基幹産業は農業だと言ってますんで続けられるような形をね、図れるように手当てするのが町の公助じゃないのかなと思うんですよ。その点、再度もう一度お尋ねをしておいて、おきたいかなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） やっぱり質問の中にあるように、災害ということについては、これはどこの町でも今相当敏感になっております。この災害の中で、やっぱり本町として心配なのは、最初は怖いもの地震・雷と数えるんですけれども、やっぱり水害だと思っているんですよ。本町としてこれからも対応に困るといいますか、心配なのはやっぱり水害かなというふうに思ってます。そんなことも含めて、今回、あるいはこれまでの検証ということをしなごらですね、よく町民の皆さんに被害が及ばないような方法を考えていかなくちやなりません。

それから、この助成対象もですけれども、これまでもずっとこう10%で来てましたので、それを踏襲をしたという格好なんです。これから、今回は別として、今後、状況によっては果たしてそのことでいいかどうかということは、そのときにまた改めて検討しなくちゃならないかもしれません。今のところは、これまでと同様の考えでおります。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、町長のほうから今後の部分についてのお話をいただきましたんでね。

少子化、高齢化、人口減少、町長が一番嫌いな言葉ですよ。今その時代の中で持続可能できるまちづくりをどうつくっていくか。財源の下での話になりますけども。やっぱそこはしっかりとね、見定めて、最小の経費で最大の効果を生まれるような事業に、今後そういった部分はしていただきたい。生き金として使える内容を考えていただきたいということを切に望んで、この質問を終わりたいと思います。

引き続き質問してもよろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」の声あり）

2か件目について御質問をさせていただきます。

2か件目、地方財政対策と行財政のマネジメントということで通告しております。この質問すると町長ね、どうしても後ろ向くんでね、極力前向いてください。お願いしますから。あんまり後ろ向かない。町長が後ろ向かなくてもいいように、細かい数字にはなるべく入らないようにしますんで、その点を御承知の上、ちょっとお願いしたいなと。

この財政について、財務ですね、財政財務については3月会議、行政の在り方として質問し、6月には民間活用のトップセールス、去る去年の9月の決算前に同じく財政について質問しております。町長、覚えていらっしゃるでしょうかね、9月の決算のとき、決算なくして予算なしと私言っております。攻めの決算、守りの予算、議長も言っております。やっぱりね、ここが一番厳しい、やっぱり肝になる部分なのでしっかりとやっていただく方向を考えていただくために今回も質問させてもらっております。

第5次長期総合計画を基に「自然を愛し、人が輝き、夢のある持続可能なまちづくり」、町長の長期総合計画のお題目、念頭にこういった形で政策・施策を具現化する上での事務事業を実施しながら、町長の思いをたげると。その上で町民のための福祉向上や学校教育の充実、向上を図りつつ、財政対策をしていらっしゃるんだと思いますけども、その指標となる地方財政計画がどうしても必要になってくるのではないかなと、毎回毎回ね、財政については、外すに外せない部分でございます。現在、町の行革と行財政の状況はどうなってるのか。また、これらを実施、実行してきた上での、町長に聞くの一番ここ厳しいんですけど、成果、また、それに対する課題はどうだったのか。また、それを基に今後の展望についてお尋ねをしておきたいかなと思います。

まず初めに、現在本町において、町財政計画書等なるものは作成しておりますか。しているのであれば、どのような内容の計画書になっているのか。また、していないのであれば、なぜなのか等をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原和洋議員の2つ目の質問がございましたので、答弁をいたしたいと思います。

結論から言いますと、この財政計画書は作っておりません。本町においては、予算編成時と決算のタイミングで財政推計を行っており、令和4年度当初予算編成後に令和9年度までの決算ベースでの推計をしております。推計については、実施計画とのバランスを見ながら通常部分と、幼保一元化、大原工業団地に関する経費を見込んだ特殊部分の2つに分けて整理をして作成をしております。現在、令和6年度の認定こども園開園に合わせて、行政改革推進本部会議で機構改革、再編に向けた協議をしているところでございます。今回の機構改革においては、単純な課の統廃合だけではなく、今の時代に即した事業の見直しや、重要施策を念頭に置いた上での課の再編や設置、認定こども園開園に伴う行政職員の増加、定年延長を見越した定数管理の検討といった課題もございます。当町においては、人の流れ、物の流れが大きく変わる重要な転換期と言えると思います。一定以上の信頼性を有する財政計画を作成するためにも、今回の機構改革の方



向性が決まった段階で、改めてより具体的な財政推計を実施していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、町長の答弁をいただきました。町における地方財政計画は今現時点ない。理由は、機構改革について大きい転換期が目の前に差しかかっている。だから今できていないんだと。大きく言って通常部分と特殊部分の実施計画が、ここはどうしても反映されなくはない。ただ、そういっても毎年毎年、地方財政計画は出てきてんですよね、町長。ちなみに地方財政計画って何ですか、町長。お尋ねしときますよ。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 特にこれは財政計画なんですけれどもね、読んでそのとおりのんですけれども、別にこれは義務づけられているわけではないんですよ、これはね。義務づけられていればこれはつくらざるを得ないんですけれども、義務づけられているものではありませんので、今言ったように町としては、さっきの答弁であったような内容がありますので、これがはっきりしないとつukれないということでもありますんで、そのために、その分を決算ベースの中で対応しながらっていいですかね、そういうことなんですよ。ですから、求められているのは、多分しっかりしたものは求められているんだと思うんですけれども、そのことが、今のようない内容がはっきりすれば、やや、これはつくられるはずなんですけれども、これがはっきりしないということで、財政計画がはっきりしたものはできてないと、こういうことなんですよ。こんで理解してもらえればいいです。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長に理解してもらえばいいっていうんだけど、なかなか理解しにくいんですね、私も。地方自治法できたの昭和22年ですよ、町長、覚えてらっしゃいます。その後に地方財政計画法が昭和23年に施行され、要綱等が出てきていると。内容については、歳入歳出の総額の見込みとその内訳を出しているというのが国の方針、それを基にして出てくるのが地方における、町長とよくやり取りする交付金の関係、それがあって国がこれをつくって確定しているということになるんだと思うんですよね。自治体がしっかりとしたその部分、やっぱり今ここでつくれないと、来年令和5年の予算編成なんつうのはできないんでしょうから。ここに令和9年までの決算ベースの推計はあるようなお話です。そうすれば、ある程度シミュレーション的なものがあるんじゃないかなと思って聞いたんですよ。大きく変わるのは変わる、仕方ない、ただ、ある程度軸がなければ計画は立てられないんじゃないかなと。そしたら、町長の掲げてる長期総合計画はどうやって重点戦略をこなすんですか。それに対する事務事業計画ってどうさせるんですか。そういった部分が全部絡んでくると思うんですよ。当然そこには今年度、これからまだ町長入ってきませんが、特別委員会、決算特別委員会なるものの中でいろんな審議等がされると、そういった形になるんじゃないかなと思うんです。

あまりにもちょっと答弁的に曖昧模糊だったもんですからね、どうなのかなとちょっと思いまして。町長の考える重要性、緊急性、今この財政の厳しいと町長がよく言われているんですけど、これを財政計画の中でどのように捉えているのかなあと、今。まず、お尋ねをしておこうかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 結局、決算ベースで推計をしているということですよ、さっき申し上げたとおりなんですけれども。そういうことで推計してますので、それに基づいて計画はほぼ立てられるわけですよ。ただ、今、質問者が求められている財政計画のうちゅうのは、もうしっかりしたきちっとしたものを多分求められているんだと思うんですけども、そういうふうにするのには、さっき言ったような状況があつてつけれないんだと。だから、決算ベースで推計をしてると、こういうことなんですよ。

それで、この財政関係で、やっぱり町にとっていつもこう大きく響いてくるのは、やっぱり交付税のこれがね、常にきちんとかう安定すればいいんですけど、去年のように、令和3年度のように高くもらうとありがたいんですけども、これは下がる場合もあるんですよ。ですから、こういう不安定なところもありますので、これは確かに内輪で見えてますけれども、そういう意味からして、あくまでも決算ベースの中で推計をしながら計画を立てていると、こういうふうに理解してほしいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） なかなかね、理解しろって言われて理解できるところではないんでね、私もね、ここはね。しからばね、町長ね、長期総合計画、令和4年から令和6年出してるわけですよ。これになる指標、数字、考え方、多分これ財政が絶対絡んでくるわけですよ。ということは、財政の計画がある程度、内輪でね、町長サイドの、執行部の内輪では多分あるんだと思うんですけども、それがどうなのっていうことを聞いているんですよ。別に正確にこうしろって話を、私今してません。時代背景が常に変わります。なおかつ、今新しい生活様式、ウィズコロナね、そういった部分の言葉が出てきて、町長言ったとおり、令和3年の交付額がいきなり23とか24とかぼんと跳ね上がる、そうならばいい。これ別に跳ね上がったわけじゃないんです、あれは。臨時対策交付金で来てるわけですから、普通の交付金じゃないんで。だから、そういうことはまずさておいて、通常時になった場合で考えるなり、いろんな置き方ってあると思うんですよ。それを町長はどのように、町の財政のマネジメントとして進めるのか、それをお尋ねしてるんですよ。それを、今の答えで、曖昧模糊のようなぼわっとしたような話しされると、俺もぼわっとした答えしか分からないんで、もう少し分かりやすく、そこはね、切れのある男でございますから、しゃきっと出していただきたいなと思いますよ。このことについてね、町長とね、これから進めていきたいと。

しからばですね、今私も言いましたコロナ禍のコロナ、約2年以上、2021年、22年、その前20年の後半からもう約3年近く、コロナ禍の中での予算編成を今実施してきております。政策財政と照らし合わせて、事業の検証は、毎年毎年多分してきていらっしゃ

いますけども、それを受ける成果・効果をどのように捉えて、町長はいらっしゃるのか。また、それをどのように判断して課題とか、今後の展望の在り方、財政の考え方があるのかをまずお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 今、総務課長と振られましたので、私のほうですね、若干の前の財政計画書の部分の答弁にもちょっと触れさせていただきますが、決算ベースの財政推計は5年間の分はやってますよという話を町長のほうからさせていただきました。その予算ベースになりますと、毎年の実施計画ですね、3か年間の実施計画。この中で、人件費を除いた分では推計しているということは議員御承知かと思うんですけども、その3年プラス2年分、5年分くらいの先行きはその段階でも分かるということになります。その地方財政計画の役割何だみたいなこともありましたけれども、これは国が策定するということになりますので、我々が標準的な行政水準を確保できるための地方財源を確保するのが目的だと。それから、国家財政、国民経済などの整合性、これを確保するんだよっていうのも当然問題に、目的になっていると。我々地方団体の毎年度の財政上の指針にもなりますよということになりますので、その地方財政計画出ないとしても予算づくり得ないというのは、交付税がどれぐらい来るかを予測しないと、その1年間の予算組めないんですというようなことを町長が答弁したと、町長が答弁したとおりなんです。そういう中でその成果、効果、課題、展望という大枠でですね、言われますと、どうしても自治体の仕事、行政の仕事というのは、全てその成果・効果ということだけでなく、そういうところに意識をしなくちゃない政策はもちろんありますけれども、そうでない仕事ももちろんあるわけですね。ですから予算をつくる段階で、困難を解消するための予算だとなれば、それをあえてその後から検証したりはしないというようなことにもなります。その成果・効果という考え方については、例えば、対象が3,000人の事業と10人の事業と成果・効果はどうなんだって言われた場合、その3,000人だとほとんどの人が対象になるので成果があるという回答になるかもしれませんが、10人しか対象、例えばねがったりすると、それ以外の人たちの成果・効果はってなったときに、あるっていう人もいれば、ないって人も当然いるわけですね。ただ10人にとってはすごい成果・効果なわけですから、そういうのがこの行政の仕事だという考えの下に、必ずしもコストパフォーマンスにこだわった仕事をしているわけではないってのは御理解していただいていると思うんですけども、そういう部分で町の財政というのが成り立っていると。1年間の歳入見込みをした上で、その経費の中でしか事業ができないと。その中に財政調整基金がどれくらいあるかというのを勘案しながら予算をつくっていくわけなんですけれども、そういうその依存する財源を相当数当てにしなくちゃないと。町の自主財源どれくらいあるかというのと、令和3年度決算での自主財源率は20.9%なんですね。令和2年度決算で21.7%、令和元年の決算ですと30.9%あるんですけども、ただ、令和2年と令和3年度については10万円の臨時交付金だったとか、コロナ交付金というすごく大きなお金があるので、どうしても自主財源率下がってはきてるんで

すけれども、とはいうものの、その分を除けばですね、30%行っているかっていうと行ってないんですね。ですから、3割自治未満の自治体ということになりますと、やはりどうしてもその依存する財源に合わせた行政運営をしていかざるを得ないというようなことで、成果・効果を図りつつ、予算を置く段階でそういうものを確定しながら予算化した上で事業を進めていくというところがありますので、大枠で成果・効果どう捉えてるんだと言われますと、なかなか全体的にそういう話しづらいというようなことになりますけれども。しっかりとした予算を組んだ上で適正に執行して、そういう中で多くの苦情だったりとか、それから要望が相当数上がってこないのであれば、成果・効果はあったというふうに考えざるを得ないというのが、自治体の行政運営だというふうに考えております。そういう運営をしながらですね、いろんな個々の事業について成果・効果を出さなくちゃいけない、示さなくちゃいけないものも当然ありますので、その辺については当然事務事業評価をした上でしっかりと検証をして、改善するなり、廃止するなり、拡充するなりというようなことの結論を出しながら事業を進めていくというような状況になるかと思っております。

今後の展望と課題ということになりますと、コロナウイルスの影響以外にもウクライナ情勢とかですね、原油高騰といったですね、物価の高騰の影響、これからどんどん出てくるんだろうというふうに思っています。また円安ですか、円安の影響も相当数影響出てきて、出口が見えないというような状況にもなり、これが町財政にどのように影響を及ぼしてくるのかというのがなかなか見通せないという状況になりますけれども、今年の概算要求ですと110兆円くらいというような話ですのでね、12月の本要求までどういうふうに動いていって、年末に出る地方財政計画がどういう数字になるのかというようなことも、いろいろと考えていかななくちゃいかなというふうに思っています。

前段での質問で災害の関係の質問もありましたけれども、異常気象というよりは、どちらかというところ、もう気候変動といってもいいんじゃないかというような状況になってきておりますので、そういうことも含めていろんな支援あるいはその災害対策、昨日の質問の中でどうしても物理的に洪水だったり、越水を起こすような場所の解消とかですね、そういうのも取り組んでいかななくちゃならないというような課題が多く含まれていると思っております。

いずれにしてもですね、事業検証において重要なことというのは、行政が何をしたかではなくて、その結果どうなったかということになると思っておりますので、そのためですね、いろんな指標を見直したり、統計情報などを使って事業の見直しなんかをして選択と集中をより一層進めていながら、事業評価、実施計画を実施して、今後もですね、そういう事業の成果・効果を検証しながら、行政財政運営を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、総務課長から答弁をいただきました。できれば町長に答弁いただきましたかと思ったなあとと思うんですけども、なかなか町長ね、そういう部分なつと後ろ見

てしまいますのでね。

今の課長の答弁聞くと、やっぱり一言で成果・効果を出しにくい。事業というものは数字ですばっと出せる部分と出せない部分があるんです。正直な気持ち、そういうことなんでしょね、不透明な部分が多々あるものですから、その点は御理解の上、見ていただきたいというお話ではございました。ただやっぱりね、私ども議員としては、町が予算をつけ、それについてジャッジし、いい悪いを決めて可決する、否決する、やってきてるわけですよ。数字っていうのはやっぱりそこに確定してあるわけです。今回、こういった事業に対してこういった予算措置をしますんで、御理解いただけませんかということで私ども議会に諮る。私どもはその内容説明を聞いて、いい悪いをジャッジして、可決、否決ということを決めていく。二元代表制の根本的な原理原則だと思います。ただ、どうしても使ったお金に対して結果というのが多分出てくる。今課長言ったとおり、結果こうなんだというのがそこに出てくるのが財政の在り方というお話は承りましたが、やっぱりそれだけでは何とも、それがよかったか悪かったかということがね、やっぱり私どもとしては分かりかねる部分はあるかなと。右から左へお金を使いましたよ、それは分かります。そのためにいろんな指標というのが多分あるんじゃないかなと思ってるんですよ、町長。

町長、例えば一つ、令和2年度にね、主要事業の財政指標というのがあるんですよ。見ていらっしゃいます。オーケー、見てる。宮城県の中で35市町村、色麻町って財政力指標、経常収支比率、実質公債比率、将来負担比率等々あります、この指標。この数字をどう見て、どう判断していらっしゃるのか、今の財政、色麻町を見て。それを見ての選択と集中の考え方がどうなってくるのかだと思いますんでね、まずその指標をどのように判断してるのか、町長にお尋ねをしておきます。町長にですよ。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 随分こだわっているようですけれども。本当に詳しいのは総務課長なんですよ、本当は。だからね、だから本当に分かるように説明をしてあげられるのであれば、総務課長のほうが説明してあげられるんですよ。私はあくまでも大ざっぱですから。

それでね、本町としては、まず一番皆さんも私もなんですけれども、この公債比率をちょっとやっぱり目にするわけですよ、これね。それから自主財源がどの程度、どのようになっているかと。そういう、あるいは経常比率、そういうところをね、やっぱり目にするわけですよ。財政力指数が結局今大体0.3でしょ。だから、0.3って、似たような自治体ではそんなもんなんですけどね。大和町のように1.0なんてそういうね、交付税ゼロのところは別として、大体0.35ぐらいのあたりなんですよ。これは何とかこれは努力をして上げていきたいというふうに思ってます。そのためにはどうするかということになれば、当然自主財源を確保しなくちゃならないと。そういうことで、今自主財源については、全部が入るというわけではないんですけれども、企業を呼び込んで、それで何とか幾らかでもこれを増やしていきたいなど、そういう思いでの方針を立てながら

進めております。指標関係については、いろいろ細かいところはあるかと思えますけれども、今言ったようなところを注目をしながら、私としては判断をさせていただいております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 引き続き質問させていただきます。

先ほど町長から、財政力指数についてお話しいただきました。数字どうのこうのというよりも、この数字を見て県下の中で何番目の位置にあって、今、町の状況の財政力がどうなのかなど、そういった部分を加味して判断なされて事業運営なされてるんだろかなど思っこの質問してたわけですよ。細かい話どうのじゃないんで、その点だけは御理解ください。

ここにね、コロナ対策、感染症の臨時対策交付金関係が来てるわけですよ。令和4年、今回も来てます。トータルすると4億9,000万円近いお金が、今回交付金関係として来ると。3年分。こういういった部分を、今後どのような活用しながら運営をなされ、財政管理をしていくのか。当然その中で、先ほど課長から答弁あった選択と集中という言葉がございました。一概に成果・効果出せないんであれば、町長にちょっとここをお尋ねしときたいなど。昨年の9月、町長に町政のあゆみについてお尋ねしましたよね、町政のあゆみ。これから決算特別委員会あります、使う資料でございます。そのときに私、町長に要望して、セグメントの分析関係及びフルコストの細分化、そういった部分がアニュアルレポートをこれに落とし込みしていただけないかというお話をしております。そのとき、町長、答弁覚えてます。要望には対応したいと言っております。しからば今回、そういった形で町政のあゆみの作成を図られたのかどうか。これだって集中と選択ということになると思うんですよ。この中に成果・効果をどのように表していったのか。課題は何だったのか、将来のこの事業の展望はどうか、そういった部分は全部出てくるわけですよ。そういった部分をしっかりとマネジメントして指示出したのかどうか。ちょっとお尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） 町政のあゆみ自身そのものがね、今申されたような内容のものだというふうに私は理解してるんですよ。要するに、分析されたものが町政のあゆみだというふうに理解してるんですよ。ですから、町政のあゆみってのは事細かく記されておりますから、ですから、それはそれ以上の分析というのではないわけですよ。決算の分析としては、あれが今言ったセグメントとか、いろんなこの今言ったようなことの内容が全て盛り込まれたものが町政のあゆみだと、こういうふうに私は思っています。
- 議長（中山 哲君） 町長、見直ししたかってこと言ってるんだよ。町長。
- 町長（早坂利悦君） 見直しして、そのように、町政のあゆみがそういうものだというふうに考えているということです。
- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） 今、町長は見直しをして、そういった形で去年私が要望したものの町政のあゆみに落とし込みをしたということで御理解してよろしいんですね。しからば、今回、特別委員会で昨年のもので照らし合わせて何が変わったの、変わってないのかっていうのは、そこで徹底的に指摘させていただきますんで、よろしいですね。変わってないんですよ、見て。町長見てんですか、去年のと今年の。ちょっと私それね、不思議な答弁だと思いますよ。セグメントの分析をどこに入れてんの。例えばですよ、今回、一つ例挙げます。ここに産業振興課長いますんで、そのセクションで行きますと平沢交流センター、監査委員が監査報告も出してますよと。当初、目標数値が13万に対して、今回10万そこそこしか行ってない。指定管理料が約1,000万円、毎年つけてます。そういったところをどのような分析をして、成果・効果として表しているのか。それをセグメントして、細分化の中でどのような判断を執行部がなされたのか。そういった部分、例えば一つ挙げれば、そういった部分が載ってないんですよ。結果しかないんです。じゃあ、それがよかったのか悪かったのか、自分たちで。そういった部分が一切何もない。聞いてますか、聞いてますか、後ろじゃなくてこっちですよ。そういったことを聞いてんですよ。再度答弁を求めます。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 今質問されたことについて、成果・効果関係については、あゆみじゃなくて、別にそれはそれでやっておりますけれども、今お尋ねの内容については、今までも今回も同じではありますけれども、全部そういう入っているものだというふうに私は思ってるんですよ。ただ、その成果・効果については、別なもので、それはこちらのほうでやっていると。それはあゆみの中に入ってないね、あゆみの中にはそれは入っておりません。
- 議長（中山 哲君） 相原和洋議員。
- 3番（相原和洋君） しからば町長、町政のあゆみって何なんですか。お尋ねしておきますよ。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 1年間の町のやってきたことの一切ですね。あゆみですね、それ

こそ。字を呼んでごとかあゆみですね。歩んできたこと一切ですね。そういうことですね。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） いや、歩んできたこと一切って言われると、ちょっと私も。これね、町長とここでやり取りしてもしょうがないですから、後ほどの特別委員会でそれは指摘する分は指摘したいと思います。

先ほど成果・効果は今回これに載ってなくて別にあるっていう答弁なされたんですけども、何にそれあるんですかね。もし、お示しいただけるのであればお話だけでもいただけないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） まず評価として、成果があったかなかったかということも含めた評価については、事務事業評価というものをやっております、まだ令和3年度の評価は公表はしてないんですが、最終的なその評価のタイミングとしては、今1次評価までは6月いっぱい終わっていると。これから評価担当課と町全体としての評価をして、11月ぐらいになりますかね、12月、1月ぐらいには公表するんですけど、今公表してるのは令和2年度の評価は公表しているというふうな状況でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） これについても前に、昨年町長ともやり取りしました。事務評価については、内部評価しかしてないと。外部評価がないわけですよ。果たしてそれでどうなのかって質問したら、自分に対しては甘くどうしてもなってしまうという町長の答弁もありました。けどね、やっぱり意識改革しなくちゃいけないですよ、職員の。させるのもさせないのも町長次第です。外部評価を今後入れるのか入れないのか、せつかくここにこれだけの使えるお金、交付金関係、いろいろ来てます。そういった部分を加味しながら考えてもいいんじゃないのかなと。なおかつ、決算の積立額についても、今回ね、相当な金がまた積まれるそうなので、それを基に、有事の際に対応できる緊急時、重要性に対しても対応できるように残すんでしょから、それはそれとしてよろしいのかなと思いますけれども、やっぱり集中と選択、やっぱりね、そこはしっかりとやっていただきたいなど。やっぱ成果・効果私どもはどうしてもこれから取っていかなくない。そのための財務4表というのも今回出てんですよ。そういったものも加味した中で、より分かりやすく、やっぱり答弁をしていただきたい。今後の町の展望、財政についてこうだ、ある程度ざっくりしたところでいいですよ、町長ね。そういったところを図っていただきたいかなと。細かいことは聞きません。細かいこと聞くんだったら、事務方に聞きに行きます。そういうことで、その点は御理解いただきたいと思います。

時間ないので、引き続き3問目。

今回のコロナの感染症の地方創生の交付金、この活用、令和4年まで入れると4億9,000万円、今回も出てます。いろいろと事務事業に対しての今回もつけております。これについての、感染症のね、この部分についても、成果・効果ということになるんで



しょう、どうだったのか。先ほど課長から一部話もありました。それに対して、達成度的にどう捉えているのか、町長としての見極め、何を指標にしてそれを見極めたのか。その点をちょっとお尋ねをしておきたいかなと思います。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

まず、先ほど議員もおっしゃいましたがですね、コロナの交付金の額でございますが、令和4年度中、令和4年度の交付金につきましては、今現在まだ動いている段階でございますので、令和2年度ではですね、約2億5,200万円と、それから令和3年度では約9,600万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、事業数は令和2年度で65事業、それから令和3年度では24事業と、使途も多岐にわたってございます。それをですね、まずその目的別、目的で分けますと、大きく感染症拡大防止、それから町民の生活支援、それから事業者支援と、この3つに大別できるかと思えます。

まず、この感染症拡大防止の事業に関しましては、例えば公共施設のパーティションの購入あるいはそのウェブ会議がですね、可能となるような備品を購入あるいはその環境整備と。

それから町民の生活支援といったところではですね、子育て世帯への給付、独居の高齢者訪問事業など。

あるいは事業者支援ということになりますと、事業継続支援あるいは農業経営支援ということになるかと思えます。

これらの事業のですね、いわゆるその成果・効果ということでございますが、先ほど来、御答弁させていただいておりますが、非常にその数字等で比較するのは困難でございます。ただ、例えばですね、感染症拡大防止というところを考えますと、いわゆる効果を得るための活動といたしましては、パーティションを導入したと、これが一つの効果指標になるかと思えます。それからインターネット、ウェブ会議が可能な環境を整備したというものを一つの効果の活動指標と捉えれば、成果といたしましては、例えばその公共施設において大規模な感染が発生していないというのが成果として考えられるかというふうに考えております。もちろん、パーティションの購入あるいはウェブ環境の整備といったことだけでなくですね、例えばその施設運営に関わる職員あるいは事業者などの努力も関わっているというわけでございますけれども、臨時交付金を財源として実施したいわゆる成果・効果といったようなものの一端を担っているものという認識をいたしております。

また、町民の生活支援あるいは事業者支援と、この2つを考えた場合にですね、地元の支援商品券事業というものがございました。これに関しましては、事業者支援、町民の生活支援と2つの側面を持つ事業でございますが、これら令和2年度では約1,934万円、それから令和3年度では1,926万円ということで、換金率も97%といったような換金率でございます。2か年で約4,000万円が町の経済で動いたということも成果とい

うふうに呼べるかと思えます。

その達成度ということですが、その成果が町としての、いってみれば期待どおりの成果だったのかと、こういうことになろうかと思えますが、これもなかなか難しいところでありまして、例えば商品券事業の換金率でも触れましたけれども、まずはその効果、いわゆる活動指標の効果に対して、感染対策という意味での成果というものを考えますとですね、ほぼ目的を達成しているものというふうに考えているところでございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、企画情報課長から答弁をいただきまして、交付金の事業、額、それでその令和2年度、令和3年度における事業件数、また、その事業に対する成果・効果、自分たちなりの判断で出されている。なおかつ、それに対しての達成度はどうだったかというお話はいただきました。成果・効果についてなかなか出しにくい。例えば、感染症拡大防止について、一つパーティションが出てきた。それ以外にもIT関係、あとは働き場の環境整備等と、それ以外に学校に対する感染防止対策等々のお金が出たりいろいろしてるんでしょうと思います。一番分かりやすいのは、地元に対するこの商品券は、これについては簡単に数字が出たと。これについて、実績活動指標として私も認めます。ただ、これを成果指標として捉える部分にはなかなか難しいのかなと。使っていた、だからよかったということではないんじゃないのかなと。やっぱり、そういう部分をいま一度ね、事務方としては今後やっぱり事業の考え方、成果が出るように、今後もっと図っていただきたいかなと。ますますね、ほかもやっぱり厳しくなってきましたので、その点はどうするのか。例えば、今の事業以外の事業についての検証はどのように図ったのか。それで、それをどう捉えているのか。なかなか成果・効果というのは出しにくいのであれば、自分たちとして何か課題はなかったのか。果たしてこれでよかったのか。そういった問題提起はしてるのかどうか。職員の意識改革ってのはそういうことだと思うんですが、常に問題提起、問題意識持ってやっていただかないと、町民に対する福祉向上というのは図れないんじゃないかなと思うんですが、その点町長はどのように指導、マネジメントしてるのかお尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この成果・効果ということについては、私はこれまでにやってきた事業については、全て効果はあったものだというふうに思っております。人によっては、例えば相原議員はまだそういう見方をしていないところもあるかもしれませんが、私としてはこれまでやってきたこの新型コロナウイルス感染症の臨時交付金については、十分皆さんに理解をしていただきながら、効果も成果もあったものだと、こういうふうに思っております。職員についてもそういうことを中心に、町民の皆さんが何を求めているのか、あるいは町民の皆さんにどうすればいいのかということは、これは当然そういうことを投げかけながらやりたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長は全てに、事業については効果はあったと。しからば、その効果があったというのであれば、先ほどの答弁にある選択と集中、これを町長はどう捉えているのか。令和2年の事業を図って、それに対して結果が出て、必要であればそこに追い銭をするなりなんなり、もっと手厚いことをするなり考えてもいいのかな。ただ単に、去年つけたから今年つけるのではなく、そこいらの遣責やっぱ分析をして、それがセグメントですよ、しながらやっていくのが事業の評価ではないかなと思います。そういったことをしっかり図ってるのかどうか。図らせてるのかってことですね、町長が。それがやっぱりマネジメントじゃないのかなと、そういう気はしてますよ。そういった部分を加味して、自分としては成果が出たということで捉えているのか。なおかつ、それが今度基にして、町長が町民に対してアウトプットする。アカウンタビリティ、説明責任者であります、それを今後どう持っていくのか。去年は、広報紙出してるからいいだろうと話ししてましたよね。ただ、コロナはこのまま続くだろうと見てるのであれば、やり方はやっぱり考えないだろう。それをどのようにして、アウトプット、発信していくのか。そういった考えはどうか、お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは去年やったから今年もやんなくちゃならないということではないですよ。やっぱり去年やって、それなりの効果、評価があったから、今年もやったと、こういうことですよ。いろいろ捉え方は、違う捉え方する人もあると思いますよ、それはね。ただ、私のほうとしては、町としてそういう捉え方の中で判断をしながらやっているということです。これは集中と選択って言いますが、確かに選択事項についてはね、そうあるわけじゃないんですよ、実は。このコロナ関係についてはね。そうあるわけではないんですよ。ですからむしろ、今やられていることについては、集中してやっているものだというふうに私なりに思っています。

これからこのコロナ資金を、いわゆる臨時創生資金などですけれども、これを、まだ残っておりますのでね、これを今回も申し上げましたけれども、これからの、トラック協会関係の要請を受けていますし、JA関係からも要請を受けていますし、あるいは酪農家の人たちからも要請を受けていますし、それぞれそういうことについても対応をしたいというふうに思っていますので、選択、そういう選択をしながらやっていきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長における集中と選択ということについては理解してみます、一旦。一旦ですよ。ただ、常にやっぱり経済は生き物ですから、やっぱり臨機応変にそこは対応するところはしていかならないかなと思っています。

これ、このまましても時間足りなくなりますので、次に入りたいと思えます。

4番目、常日頃町長は持続可能なまちづくりという言葉を考えておられると。そこでこのまちづくりを推進する上で、地域を活性化するために、昨今デジタル庁が置きました、今の河野大臣の下に。このデジタル庁で今やられているデジタル田園都市国家構想

なるものがございます。本町もここについて何らかの形で活用しているのではないかなと思われまじけれども、本町として現在どのような取組をしているのか、まずお尋ねをしておきたいと。

また、今後の展望についてどのようにこの国家構想の事業を町としては活用しているかと思われているのか、もし考えがあれば具体的にお示しいただけないものでしょうか。

○議長（中山 哲君） 企画情報課長。

○企画情報課長（菅原伸一郎君） お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想は、昨年10月に発足をいたしました岸田内閣の掲げる中心政策であり、新しい資本主義の実現に向けた成長戦略の最も重要な柱であり、地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像を提示するものとされてございます。

現時点での本町の取組状況といたしましては、今年1月に示されましたデジタル田園都市国家構想推進交付金がございます、そのデジタル技術の実装に係るものを活用いたしまして、本年度の事業といたしまして防災監視カメラ、水位計システムの整備を行っております。

また、今年の6月にはですね、構想の基本方針が示されまして、これまでの国のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これを今後改定をすると。そして、地方創生の目的を共有しつつ、取組を継承発展させた（仮称）デジタル田園都市国家構想総合戦略というのを策定されるということになってございます。現在、まだ仮称という段階でございますが、現時点での国からの正式な通知、連絡等はまだございません。

以上の状況を踏まえた今後の展望ということでございますが、国の総合戦略策定等の状況を注視しつつ、デジタル技術の実装を含めたより効果的な地域活性化施策を検討してまいりますとともに、その実現のため、産官学の連携共創これが必要でございますので、推進をしてまいりたいと考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） まず、今、課長から答弁いただいてデジタル田園都市国家構想推進交付金というのはもう昨年からは出てますし、それに対しての要望等、手元にちょっと内閣府で出してるやつかな、これあります。目的関係についても、似たような話で載っていると。地域の、地域における活性化を地域で図っていただくために、デジタルを活用して、転勤なき、転職なき職場の在り方を考えてくださいと。そのために自治体等に対してお金つけますよという内容のものなのかなと思われまじ。しからば、これを本町では今のところ防災監視カメラ、水位計のシステム等で昨年活用していると、予算をつけてやってるといふのも分かっております。

今後これについて、令和3年度でたしか2,000億円かな、たしか国でこれ予算づけしてるんですよ。これを本町として今後どのように獲得するための事業計画を考えるのかどうか。ここにおいて、より効果的な地域活性化施策を検討してまいりますという言葉が使われております。具体的にどういった分野に対して、どのような活性化を図れるよ

うな成果・効果を生めるようなものを考えていらっしゃるのか。もし今、考えがあるのであればお示しいただきたい。

なお、将来的にこれを活用して、どういった部分で町の重点戦略の指標に当てはめていくのか、もし考えがあればお尋ねしておきたいかなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これ岸田総理の、いわゆる新しい資本主義なるものの、いってみれば、中に出てきたものですよね。デジタルインフォメーション、グリーントランスインフォメーションとかっていうことで、新しい資本主義の中で岸田総理が出してきた、提唱されたものだというふうに思います。また、デジタル庁が出て具体的なことについてはこれからだというふうに思ってますので、町としては今のところ具体的なものは考えておりません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長はまだ考えていないと。ただね、令和6年の6月で、内閣府の地方創生推進課で各自治体に対して約27件、これについていろんなカテゴリーがあるんですけど、デジタル実装タイプという部分、本町については先ほどの水位計システム等が当てはまるのかなと思います。やってるわけですよ、多分野サービスとか、技術工夫型とか、特定分野リード型とかいろんな・・・があるんですよ。それをどのように捉えてるのか、事務方として。いろんな活用あると思うんですよ。やっぱり学校とのネットワークをしながら総合的にスマートシティを図るとか、あとは、今あるIT搭載のカメラ、本町でいえばドローン、これにつけて、町の鳥獣対策に活用するとか、いろんな形あると思うんですよ。そういった部分を活用する気がないのかどうなのかっていうことなんです、町長。そういうことを聞いているんですけど、そういう部分がないのかどうか、再度答弁を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それはあるとかないとかじゃなくて、具体的にはまだ今のところはありませんということであって、そういうようなことはこれから対応するようにやっていくということです。今のところということですよ。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） じゃあ、私の捉え方がまずかったんですね、すいません。今後対応、検討はしていくと。早期にこういった部分は活用していただいて、やっていただきたい。まだ宮城県でそんなに入れてないみたいですから、いち早く導入して。何か大崎ではそろそろ動きつつあるって話も聞いておりますんで、そこいらもやっぱりウオッチしながら、本町として活用できるものに鋭意努力をしていただきたいと思われま。

5番目、最後の質問になります。

今後、コロナ禍明けの平常時、まだ先の話だと思いますけども、なった際の地方財政を今後どのように捉えるか。いつまでもコロナコロナというわけではないでしょうから、そのときの行財政におけるマネジメントをトップとしてどう図りながら、町民に対する

福祉向上を努め、硬直させない財政を考えていくのか。今後の町の課題、展望が町長として今どうなのか。多分、少子化関係とか後期高齢化、人口減少、定住促進、先ほどから話ありましたそういった問題も含めて、どのように捉えてるのかお尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 将来ということになりますと、まず本町として課題として考えていかなくちゃならないなと思っておりますのは、まず施設の老朽化でしょうね。例えばこの庁舎であったり、あるいは二反田の住宅であったり、それから今、有線放送を使っているわけですが、これ有線放送もどの程度これから使えるものかなという不安も実はあるんですね。そういう将来の課題ということになりますと、インフラの整備関係と、こういうものだろうかというふうに思います。そのために財源を求めなくちゃならない、つくらなくちゃならないということで、これは皆さんには理解していただいていると思いますけれども、本町として企業を呼び込むまちづくりをしたいと、そういう方向で進めております。その中で自主財源を幾らかでもつくればつくると、こういうことで、本町の目指すそういうものについては企業を呼び込んで、その相乗効果で町の活力を図ると、こういう考えで進みたいと、こういうふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長いわく、公共施設の老朽化、これをどのように解決するか。あとは自分の掲げている企業誘致、これをしっかりとやっていきたい。あとは定住促進、そういった部分なんだろうかな。それにしても選択と集中、これが一番だと思います。やっぱり優先順位つけて、何からやっていくか。一回にできる話じゃないんですよね、財源決まっていますから。そこいらの重要性をしっかりと見極めをかけていただきたい。しっかりとそれを示していただいて発信していただきたい。それが町長の仕事ではないかなと思います。

また、事業における有効性、効率性、そういった部分を町長はどのように指示出しをし、事業の達成度を上げるための叱咤激励をしていくか。それもやっぱりマネジメントする上での必要性ではないのかなと。そういったことを少し考えていただきたいかなと思います。

また、決算期における、先ほどから再三言ってますけども町政のあゆみ、これについてはもっとしっかりと、もう少し分かりやすく議員にお示しできるようなものに今後考えていただきたいかなと。財務4表もありますので、そういった部分も加味した中で考えたくない時代が来るのかなと。町長もあまり好きでない細かい数字等、ぼわ一つとしたこと出せないんでね、そこの部分をしっかりとね、やっぱりはっきりと提示していただきたい。それが最終的に監査委員あたりがしっかりと監査して報告できるものになるんじゃないかなと思っております。

そういったことを丸々込めて、やっぱりマネジメントを今後も図っていただきたい。図るためにはやっぱりしっかりとしたそういった指針を出していただかないと困る。や

っぱり決断、結論出せるのは町長だけなんですよ、最後は、町はね。議会はいい悪いは言えます。ただ、結論するのは町長ですよ。しっかりとそこいらは今後の事業、町の持続可能な在り方、それで長期総合計画を考え、将来に向けた色麻町のドウゾウを考えていただくことを切望して、私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（中山 哲君） 答弁は。（「答弁あるんだったら、町長」「ありません」の声あり）

以上で、3番相原和洋議員の一般質問が終わりました。

次に、1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。

一般質問席にて発言をお願いいたします。大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

○1番（大内直子君） それでは、一般質問を始めます。

1番目は、八森山風力発電計画について質問をいたします。

八森山には保安林がたくさんありまして、そのほとんどは水源涵養保安林になっています。水源涵養保安林とはどのようなものでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大口直子議員の質問に答えたいと思います。保安林についての質問がございました。

水源涵養保安林でありますけれども、森林の機能の一つとして降水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくり放出させたり、水を浄化する機能があるわけです。これを水源涵養機能といいます。また保安林とは、森林法第25条に基づいて農林水産大臣または県知事が指定した森林を指し、17種類あります。その中の一つとして、水源涵養保安林が定められているようであります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 降った雨を山にとどめてゆっくり放出させる保水力の役割、それから水を浄化する役割ということだと思います。

では、②として、色麻町にある保安林の指定解除の権限はどこにあるのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 色麻町にある保安林指定解除の権限についてお答え申し上げます。

保安林指定解除の手続については、農林水産大臣の権限となっております。事業者が県知事へ申請し、農林水産大臣宛て進達されまして、審査がされるというような流れでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、保安林の指定解除の要件で色麻町に関係あるものは何でしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） それでは、保安林の指定解除の要件で色麻町に関係があるものということでございますが、本町に関係する要件でございますが、事業者が指定解除の申請書を提出する際、色麻町の同意書の添付が求められております。また、解除予定を県知事が公表して、それで市町村に解除予定の通知が来ます。その時点から、大臣が官報のほうに解除の告示をするまでの間に解除に異議がある場合は、異議意見書を提出することができるということでございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 市町村長の同意書のほかに、公的土地利用に即したものという項目はないですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 今申し上げましたけども、今お話ししたことが、説明したことが一般的なものですので、それにのっとなって進められるというふうに理解しております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、保安林解除の同意書を出す時期と、環境アセスメントの認定がされる時期はどちらが先でしょうか。

○議長（中山 哲君） 1番大内直子議員にお諮りいたします。

ただいま大内直子議員の一般質問に対する答弁となりますが、休憩後にお願いしたいと思っております。よろしいですか。（「はい」の声あり） それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午3時51分 休憩

午後3時57分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。1番大内直子議員の質問に対する答弁から始めます。産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 大変失礼しました。お答えいたします。

現在そのウィンドファームでは現地調査を行っているということで、今後準備書の作成が行われ提出されるんですが、その準備書、国の準備書の審査がありますけども、それと同時に環境アセスの、いわゆる環境影響評価書ですね、それを提出するという事になっております。

○議長（中山 哲君） どっちが先かって。産業振興課長。許可もらってからやってください。産業振興課長。



○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 失礼しました。ということは、その申請書と一緒に提出するというように理解できると思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 準備書の後の申請書と一緒にという意味ですか。その申請書というのは。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） すいません、申請書というのは何を、何の申請書ですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その申請から解除までの時間が、標準的にいいますと90日ぐらいはかかるんですけども、標準的なものなのでそれ以上かかる場合もございますけれども、そういった期間を要するものですから、申請段階でこの環境アセスのほうも一緒に提出しながら、いわゆる事前協議を行いながら進めるというような内容でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 並行確認手続なんだと思います。

それでは、保安林の解除に色麻町長として同意するかどうかは、何を根拠として判断するのでしょうか。町長にお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 保安林の解除だけじゃなくて、この風力発電をどうするかですね、結局は。ですから、今回議会のほうで特別委員会を立ち上げるわけですので、その中で議論されて、もちろん結論が出ると思います。その結論を見て判断をしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 八森山の保安林を伐採するとどうなるかということについて考えたいと思います。

風車1基当たりどのくらいのスペースの森林を伐採するのでしょうか。お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

これまでのですね、一般質問の中でもお答えしておりますが、風車1基当たり約2,000平米の土地が必要だということを申し上げております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 1基当たり2,000平方メートル、それに5メートル幅の管理用道路ということで前回の会議のときに答弁いただきました。このプラス管理用道路といいますけれども、この道路の面積というのがばかにならないんですね。5メートルの幅の道を山の斜面に造るためには、切土と盛土を繰り返してたくさんの面積を伐採する必要があります。実際のところ、どのくらい改変されるのかを確かめるために、加美町の菓

葉山の裏で今工事が行われている J R E の宮城加美町ウィンドファームの評価書を見ました。ここは10基の風車が建つ予定です。10基で、改変面積は13.6ヘクタールとあります。これは、道路も切土・盛土も全部入れた数字です。このうち、緑化部分が7.6ヘクタールとありました。緑化とは草の種を吹きつけたり、植樹をしたりする部分です。草の種は、草が生えても水源涵養保安林に代わる保水力はありません。それから、植樹というのも苗木を植えて何年かするまでは保水力の役には立ちません。そうすると、実質的な改変面積は、道路も全て入って10基で13.6ヘクタール。そうすると、1基当たりは10分の1で1.36ヘクタール。仮に、計算しやすいように1基当たり1ヘクタールと考えます。そうすると、先ほどの1基当たり2,000平方メートルという説明と比べると、実に5倍の面積になります。風車を建てるどころよりも、ヤードとありますが、ヤードよりも、それ以外の道路を造るときの森林伐採のほうがはるかに大きいということです。これを八森山の予定の20基に当てはめると、20ヘクタールということになります。八森山に風車を建てる、田んぼにして20町歩の広さの森林を伐採することになります。とんでもないことだと思います。

八森山は長谷川、保野川に流れ込む流入域です。2019年の台風19号によって、保野川の新田堰、志津大堰が壊れました。20町歩もの森林を伐採すれば、色麻町の豪雨災害ももっとひどくなるのは目に見えています。近年、集中豪雨が激しくなっており、これ以上一本も木を切ってはならない状況だと思いますが、それでも水源涵養林を伐採することに色麻町長として同意書を出すことはありますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、具体的な面積披露されたようではございますけれども、現在の、仮にですけれども、どういうふうな取付道路を造るか私分かりませんが、仮に今ある林道を拡幅するというのであれば、例えば今の林道に1メートル拡幅するというのであればね、そういうふうな面積は出てこないのではないかなと思うんですが、いずれにしても、幾らかの面積の伐採は必ずそれは多分出ます。それだけで判断していいものかどうかですね。そういうことも踏まえながら検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） J R E のほうも、実は10基のうち4基は装置で、平らなところに建てていて、既存道路を使っていると思います。ですから、この面積というのは、そんなに大っきな面積ではない、十分八森山にも適用できる面積ではないかと思います。

それでは、2番目の風車の解体撤去費用についてお聞きします。

色麻町が、将来絶対に費用負担をすることにならないような対策を取れるでしょうか。お願いします。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

事業者は固定買取り価格制度、いわゆる F I T 制度ですね、これに基づいて事業を計画しております。この制度の認定基準においては、撤去費用の積立て、報告について遵

守事項とされておりまして、事業者はそれらに基づいて積立てを行っていくものとなります。

また、資源エネルギー庁の風力発電事業計画策定ガイドラインにおきましても、事業終了後の適切な撤去及び処分の実施方法及び計画的な費用の確保についての遵守事項が示されておりまして、町のですね、自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例におきましては、事業者の責務として事業者は事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を廃止しようとするときは速やかに再生可能エネルギー発電設備を撤去し、及び適正に処分し、並びに土地を原状に回復しなければならないと規定もしております。

また、これまでもお答えしておりますが、撤去については、事業者に確実に遵守してもらうように、契約、賃貸契約というふうな形に至った場合にはですね、その賃貸契約書の中で明記することなどもですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 資源エネルギー庁のガイドラインの遵守事項というのは、努力目標ですね。守らなくても罰則はないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

資源エネルギー庁のガイドラインについては、あくまでもそのガイドラインでございますので、そこは当然、事業者においては遵守しなければならないというような姿勢でですね、やって、事業のほうは進めていただくということになるかと思っております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 実際問題として、太陽光のほうでは守らない事業者が非常にたくさんいて、それが問題になって、外部積立てという仕組みが最近できました。でも、風力発電に関しては、そういう制度はありません。

次に、町の条例に規定しているということですが、その規定を守らないと事業者が不利になるような、困るような何かを設定してありますか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） この、町の再エネ条例はですね、これ罰則規定はございません。罰則規定はないですけれども、その中でですね、しっかり遵守していただけるように事業者のほうには指導してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 非常に甘くて、話になんないんじゃないかと思うんですが、次に行きます。

町有地の賃貸契約書に明記することを検討する、これはもう検討するまでもなく絶対必要です。でも、明記することと、それが守られるかはまた別の話です。先ほど取り

上げた菓葉の裏で現在着工している合同会社 J R E 宮城加美と加美町が結んだ契約書について取り上げたいと思います。

この合同会社に出資している J R E 株式会社は、日本の石油元売最大手の会社のグループ企業です。また、地元大手電力会社も出資しています。それから、融資に関しては、地元の大手銀行を中心に東北中の 6 つの大手銀行が融資をしているという万全の体制で事業を進めています。

さて、その合同会社 J R E と加美町の風車の撤去費用について、契約書の中にはどう書いてあるか。土地の上に設置したものを撤去した上で、土地を明け渡すという条項が確かにあります。ただ、その撤去するための費用をどうやって担保するのかということについての記述はありません。それから、この契約の定め違反した場合は、双方が相手方の損害を賠償するという条項もあります。そこまではいいんですけども、その賠償は、別の条項で責任財産に限定されるようになってます。責任財産とは、現金、預金など保有する財産のこと、そして残りの債権は放棄したものとみなすという文が入っています。つまり、廃棄することを契約に入れていても、実際に事業者が倒産したりすれば責任財産を配って終わり、その他の支払うべき債権は初めから放棄することになっている。非常に一方的で町にとって不利な内容です。今年 6 月に行われた J R E 合同会社の説明会のパンフにはこう書いてあります。金融機関からは、事業の採算性やリスクなどを厳しく審査された後に融資が確定し工事に着手できます。つまり、これだけ非常に厳しい審査を通して、万全な体制でやっていますという説明なんですけれども、金融機関は何を厳しく審査するのかと。それは、何があっても絶対に損をしない契約になっているかということだということが分かりました。しっかりとした万全の体制で事業をしている会社を相手に、町はこういう契約を結んでいるという実態があります。色麻町に計画している企業も、大手のしっかりとした企業です。恐らく同じように、何があっても企業側は絶対に損をしない契約書を持ってくると思います。契約書に風車撤去の項目を入れただけでは何にもなりません。町長いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そういうことも踏まえながら、慎重に検討する以外しかございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1 番（大内直子君） 色麻町は過去、W i M A X の件で失敗した経験があります。この件で悪いのはまず事業者なんですけど、契約という切り口から考えると、また別の見方が出てきます。それは、色麻町は何があっても町が損をしないような契約を結ばなかったということです。その点は、相手の企業のほうが上手だったわけです。問題はその後です。色麻町は町の対応のどこが問題だったのか、これからどうすれば再発防止になるかについて、きっちりと検証する会議を持たなかったと聞いております。そういう色麻町の状況を見ると、きちんと町民の側に立って、大手の企業を相手にして渡り合えるのか非常に不安です。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに、大変、このWiMAX関係については、本当に何ていったらいいか、幹部の人たちだけでは話したんですよ、これはね。そして、どこがどうだったかということについての話はしたんですけども、それをこれからやっぱりどのように生かすかなんでしょうけれども、この件については、まだ結論を出してるわけではないわけですのでね。確かに今のようなことはどうだろうか、あのようなことはどうだろうかといっぱい出されることはいいとしても、そういうことを全部網羅をしながら判断をする以外しかないんじゃないかと思っていますんですよ。心配されることはたくさんあると思います。今言われてることも、あるいはその健康被害だ、災害だっていろんな、これは心配されることはたくさんあると思いますけれども、そういうことも踏まえながら、そして議会のほうで特別委員会を設定、つくったんでしょうから、そういうことを十分に、そういうことも審議されながら結論を出していただければというふうに思っていますので、それを無視する気もないし、参考にさせてもらいたいと、私としては参考にさせてもらいたいということです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 先ほどの答弁で、保安林のところではいろいろ豪雨災害などが心配されるというところで、それだけではないという答弁があって、非常に信じられない思いましたんですが、農業の町ということで、非常に農業を大事にしている町長が、豪雨災害の話をしてそれだけではないということは、ほかに何かあるんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ちょっと言葉の前後、ちょっと確認しないと分かりませんが、災害だけではないというのは、災害は大したことないという意味で言ったわけではないですよ。ですよ。多分、自分としてもそういう気持ちは持ってないつもりですので、ちょっと前後の言葉、ちょっと分かりませんが、別に軽んじた気持ちでそういう表現をしたわけではなかったと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 近年、集中豪雨が激しくなっていて、これ以上1本も木を切ってはならない状況だと思うんですが、それでもなおかつ、水源涵養林を伐採することに同意書を出しますかという質問に対して、それでだけではないというお答えがあったんですけども。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それだけではないって言ったのは、面積のことですよ、たしか。面積示されたことについて、例えば林道があるところに造るとするんであれば、最初から5メートルなら5メートルを切り開くっていうんじゃないで、4メートルあるやつを1メートル拡張するとか、そういうことでの、言ったのではなかったかというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 私は20町歩、さっきの20町歩が半分の10町歩になったって、10町歩の森林を切るとするのは非常に、すごく問題だと思います。

それで、今日、ほかの、前回、今日の答弁の中で、私ではなく、ほかの議員の方の答弁の中で、町の意向でどうなるものでもないということをおっしゃいましたが、国が進めてることだから、町の意向だけではどうなるものではないということだと思うんですが、全く違うと思います。土地を貸す契約書に町長が判こを押さなければ、アセスは進みません。保安林解除の同意書を出さなければ事業は進みません。つまり、この風力発電計画を進めるも止めるも、町長の考え一つにかかっているということです。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに、地元の町長の意見はあります。それから、地元県知事の意見もあります。ただ、それだけではなくて、このいわゆる発電関係についての、いわゆる認可については経産省ですよ。ですから、結果的には経産省がどう判断するかなんですよ。地元の町長も、意見は、今言ったようにございます。けども、それだけではないちゅうことなんですね。今の法律的にそういうふうに決まっているんですから、それはそれでどうしようもないんじゃないでしょうか。地元の町長の意見、知事の意見を取り入れてもらえば、これは実現しないと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 環境アセスメントの話と混同していらっしゃると思うんですけども、環境アセスメントというのは、事業者が風力発電をしようとする土地を、土地を使う権利を手に入れるか入れないかがすごく大事な点です。それがあって初めて、最終的な認可となるわけです。色麻町の場合は、町有地があります。だから、町有地に町長が貸しますよという判こを押さなければ、それ以上アセスは進みません。

それから、保安林も解除するかどうかというのは、国に審査会があって、その審査会に事業者が必要な書類をそろえて出すんです。その必要な書類の中に、町長の、地元市町村長の同意書というのがあります。同意書がなければ審査は進まない、一步も進まないし、同意書があればあつという間に進んで、保安林解除になると思います。つまり、色麻町長が、この八森山計画に関しては、町長の考え一つにかかっていると、そういう意味です。いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いずれ、そういうことを踏まえながら判断をしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、健康被害についてお聞きしたいと思います。

耳には聞こえない風車からの超低周波、低周波音について、町ではどのように認識しているのでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野和則君） お答えいたします。

環境省の低周波音問題に関するQ & Aでは、風力発電施設から発生する音と健康影響の関係について、要約いたしますと、国内外で様々な研究が進められていますが、風力発電施設から発生する超低周波音、低周波音と健康影響について、現段階において明らかな関連を示す知見は確認できませんでした。また、国内外の風車騒音と人への健康影響について、過去の研究を広く整理し、専門家による審査を経て、医学会誌に掲載されたレビュー論文や国政府による報告書等を整理したところ、風力発電施設から発生する超低周波音、低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できませんでしたと解説されております。

そしてまた、環境省の風力発電施設から発生する騒音に関する指針についてでございますが、これまでも一般質問の中でお答えしたことございますけれども、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられると。また、風力発電施設から発生する超低周波音、低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できていないとの最新の科学的知見が述べられております。ただし、今後新たな知見等によって国が定める基準、指針が変われば、それに合わせた対応を行っていく必要があるというふうに考えております。

また、発電事業の主務省庁である経産省では、風力発電所の環境影響評価に係る参考項目の見直しを行っておりまして、風力発電事業において調査すべきと考える参考項目から超低周波については、2020年に除外されております。

一方、八森山風力発電を計画している事業者においては、住民への説明、安心を持ってもらえるよう自主的に超低周波音の調査を実施、影響調査、予測すると伺っております。

環境影響評価法に関する省令においては、風力発電だけではなく発電所一般において環境影響を受ける範囲は周囲1キロとしておりますが、環境省の風力発電の騒音の指針では距離、地形、土地利用など、その地域の状況に応じた対策を講じることとしております。

これらのことから、単に1キロ離せばよいということではなく、事業者が距離、地形、周りの環境等を踏まえて適切に調査をすることが大事であると考えております。

事業者が現在説明している計画区域では、住宅から最も近いところで、平沢地区が1.6キロメートル、小栗山地区1.2キロメートルですが、この最短距離で風力発電機を設置すると決定しているものでもなく、今後の調査の結果、影響が出ると判断される場合には、さらに適切な距離を取って発電機の配置を行うというふうに伺っております。

事業者の計画においては、騒音、低周波音の対策に対しては、十分に配慮する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 要するに、国では低周波音の健康被害について認めてないので、

国の方針に従いますということだと思えます。

町長にお聞きしたいんですが、ざっくりばらんに言って健康被害について、どう感じますでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 現実にあるという人もあれば、ないという人もあるわけですね。この辺は何とも、だからどれが結論づけていいものか分かりません。ただ、私も実際にこの議会でも話ししたとおり、2か所に行ったところの話は、ないですよ。ここは低周波の音がどうだのね、この風力の風の音がどうだのということはないですよ。ないからそれが全てかって言えば、それも全てではないかもしれませんが、あるという人もあれば、あるというのはいくつもないかもしれませんが、これだけは何とも言えないんです。実際に、この健康調査なるものをして、それが医学的にも関係づけられないということになっているとすれば、あとはこれ、個人的に、例えば耳の悪い人、耳のいい人もあればね、それはだから、一概にこうだというふうに決めつけることはできないだろうと思いますが、ですが、私が行ったところではあるという話はございませんでした。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 2013年に日本弁護士連合会が低周波音被害について、医学的な調査研究と十分な規制基準を求める意見書というのを出しました。その中にちょっといろんな記述があるんですけども、被害者が家から出てよそのところに出かけると症状がなくなって、また家に戻ってくると症状が出るというのが共通して、どこの被害者にも共通して見られとると。ということは、体の中のいろんな病気による原因ではなくて、外因性の、外からの疾患であることは明瞭であるという記述があります。これは本当に、ほかのどこのものを見ても同じことが書いてあります。

もう1つ、成蹊大学の岡田 建氏の言葉です。音として聞こえるか聞こえないかということと、その風車による健康被害の発症の有無には因果関係はありませんと。音として聞こえるかどうかの問題じゃないというふうに言っています。脳には音ということで認識されなくても、風車の振動が確実に蝸牛に伝わる、蝸牛というのは耳の中のカタツムリのような形のものなんですけど、その蝸牛とつながった三半規管にも影響を与えるということで、例えば風車の健康被害の被害者がどういうことを言ってるかということ、体ごと揺すられている感じとか、脳みそを揺すられるとか、胸や体を締めつけられる感じ、つまり聞こえるのではなくて、音として聞いているのではなくて、振動が骨に伝わってくると、そういう感じであるということを書いてあります。

昨日の9月7日の河北新報の記事です。秋田で、風力ダメージサポートの会というのが発足したという記事がありました。秋田は相当たくさんの風車が建てられていますし、これからも計画されています。せめて夜間の稼働を停止すること。あるいは風車をこれ以上増設しないことなどいろいろ訴えていますけども、訴える予定ですけども、健康被害を訴える住民に働きかけて集団訴訟も視野に入れているということです。



現実にこのような動きがあります。大変、集団訴訟というのは大変重いことだと思うんですが、町長はどう考えるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ですから、個人差があるわけですね。ないという人もあれば、被害があるという人もありますので、個人差がありますね。ですから被害が、それが原因で被害があるという人は、当然、訴訟なりなんなりというそういう手段になる可能性ももちろんあるわけですね。それはそれなんですけれども。ですから、全部そういうふうに見ていいものか、あるいは、ですからこの風力発電を全部否定すれば、それはなくなるんですけれども、風力発電を否定するわけではないんでしょう。風力発電はいいんでしょう。だから、ここなんですよ。風力発電はいいんだけど、こういうこともあるっていうことを言っているんだと思うんですけれどもね。だから、色麻には要らないよと、こう結論的にはそうなんですけれども。私としては、だから私は結論出したわけではないんですよ。毎回言ったとおり、あくまでもニュートラルで、皆さんの意見を聞きながら判断を最終的にしたいんだということに今もって変わりはないんですけれども。言うならば、基本的には将来は原発から自然再生エネルギーに切り替えるべきだという考えなものですから、最初から否定しようという考えもないんですよ、私は。ただ、たまたまこの議会でも申し上げましたけれども、現政権は原発のほうにかじを切りましたので、若干、私はトーンは下がったんですよ、実は。本当は原発は何とかこれは終息の方向に向けて、しかも新たな原発を造るなんていうことについては、全くもって反対したいと思っておったんですけれども、もう既にそういう方向で政府はかじを切りましたのでね。それはそれなんですけれども。少なくとも、今も将来は自然再生エネルギーに変えるべきではないだろうかという思いで見えています。だから、色麻町に何ぼ建ってもいいんだという思いはございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 再生可能エネルギーとしての風力発電、風力発電を全部、風力発電が駄目だと言っているのではなくて、この場合は色麻町には適さない、色麻町の八森山に建てるのは適地ではないと、そういうことです。

政府が原子力発電を推進するようになったからといって、私は反対のトーンを下げる必要はないと思うんですが、風力発電が色麻で無理だとしても、再生可能エネルギー、ほかにもまだまだあるので、私はその可能性を探っていくべきではないかと思っています。

和歌山県の由良町というところに、元町議会議員で風車の健康被害を受けてる方がいらっしゃいます。その方がツイッターを時々発信してるんですけれども、ちょっと先日のツイッターの中から一部を御紹介したいと思います。東伊豆、伊豆ですね、東伊豆の熱川でも風車が建ってるんですけれども、そこの麓の住民たちに健康被害が出てるということで、住民たちは既に今までの生活、生業、果樹園をやったり、花を栽培したり、そういう生業を捨てて、引っ越しするためにはどうすればいいのかという現実的な問題に切り替えて日々悩んでいる。補償金交渉のために、むしろ被害のことを口外しないこ

とを選んでいる方々も多い。被害者の方々が現実に今の地獄状態から抜け出して、残りの人生を安全に過ごすためにはどうすればいいかを考えると、外から軽々しくリポートすることもできない。結果、風車病はますますタブー視され、触れてはいけない問題と化していくということも書いてあったんですが、本当に私は色麻をこういう町にはしたくないなと思ってます。風力発電の被害は、全員に起こるわけではなくて、少数のある人達に起こるということです。目にも本当に見えない、見えにくいし、先ほどのように、耳で聞こえないものが大きな影響を与えるということになると、本当に大変なんです。補償金をもらって町を出ていくために本当のことも言えず、今までの暮らしを捨てていかなければならないと、そんな人が1人でも出るような町にはなってほしくないと思います。

議会で風力発電の問題が取り上げられてから2年がたちました。毎回いろんなことを申し上げてきましたが、納得いく反論をもらった記憶は実はありません。でも、毎回、ニュートラルですという結論で町長は締めくくってきたわけですね。2年たってもまだ結論が出せない理由というのは何なんでしょうか。町に入ってくるお金ですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 基本的な自分の考えを申し上げましたけれども、結局ね、私は例えば市町村長会議の中でも公言したんですよ、これはね。ですから、女川の再稼働は止めるべきだろうと。そして、再生エネルギーのほうに切り替えるべきだと、こういうふうね、語っているもんですから、思っただけで語んなければいいんですけれども、皆さんの前でそう語ってですよ、そして自然再生エネルギーは反対だって、これ旗振れないわけですよ、それぐらい、町長として、あるいは政治家という立場からすれば、これ全く節操のない話になるわけですよ。ですから、これははっきりと今は断言するわけにはいかないということで、今回ちょうど議会のほうで特別委員会もできたようですね、特別委員会のほうでどういうふうな結論を出せるか、そういうものを見て、それから自分の気持ちを整理をしたいと、こういうふうに思っています。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 再生可能エネルギーに全て反対ということではないですよ。色麻町の八森山に風力発電を建てるのは反対ということで、それ以外の再生可能エネルギーをぜひ探して推進すべきだと、そういう話です。

特別委員会でこれから議論をして、白紙撤回を求める請願の採択あるいは不採択が決まると思います。町長はその結果に従うという、そういうことでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前段のやつでね、大内議員の我が町には要らないっちゃうんですよ。それはそれで個人としてはそうでしょう。私はね、立場として皆さんの前でそういうふうにして、色麻町長自分とここで要らないのかやって、こういうふうになったら、立場ありますか。そういうね、節操のないことはできないっていうことを言ってるんですよ。

結論的には、皆さんの特別委員会の中でどういう結論を出すか分かりませんが、それを参考にしてそのようにするかしないか、まだ今のところは断言しませんが、参考に参考にして判断をさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 再生可能エネルギー、全部が反対ということではないので、節操の話は全然関係ないと思うんですけども、色麻町内に甚大な被害、水害を引き起こすおそれがあるとか、健康被害を引き起こすおそれがあるとかというのは、非常にまともな理由だと思います。それを言ったからといって、立場がないということには全くならないと思います。

何回言っても何か同じような気がするんで、特別委員会のことに関しては参考にするということですね。分かりました。

それでは風力発電についてはこれで終わりにして、次の小栗山の七不思議についての質問に移りたいと思います。

女石の管理はどのようになっているのでしょうか。お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の2つ目の質問がありますので、お答えを申し上げます。

小栗山にある七不思議の1つ、女石の管理ということですが、女石は大森山の南麓、旧道に面したところにある約3メートル四方の大石です。中央が縦に割れ、奇観を呈しております。古来、女神とたかめられ、しめ縄を巡らしておりました。この割れ目に白い鳥を放つと、旧小野田町の旭館から出てくると言い伝えられております。風土記には女石、高さ6尺、周り2間と示されております。女石は現在、鳥獣被害防止用のワイヤーメッシュ柵の中にあって、管理は旧道に面していますので、メッシュ柵の外側周辺の草刈りができる範囲は小栗山地区の有志の方々が行って、一応そういう管理をしていると、こういうこととなります。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この女石神がどんな感じになってるか見に行ったら、最初どこにあるかよく分からなかったんですね。メッシュ柵の中にあつたということで、ぜひ、よく見られるように整備してほしいなど。例えば、町外から色麻に遊びに来た人たちが、友達同士で遊びに来てあちこち見て歩くスポットとして、例えばスマホで画像を撮ってインスタなどに上げるというときに、ぜひよく映えるように整備してほしいということなんですけれども。

なぜこの質問をしたかといいますと、これを、こういうものを生かしてほしいなということなんです。町では定住人口を増やしたいと考えているわけなんですけれども、その前に交流人口を増やすという段階は必要です。そのときに、町にあるものを生かすという視点がとても大事です。これは産業振興課で行っているワークショップの中でも、そういう視点でいろいろなことが行われていて、とてもいいことだと思ってます。教育委員会が

作った、その男石の解説なんですけれども、小栗山がまだ村だった頃に疫病の退散と村が栄えることを祈ったシンボルとして、男石、女石があるということが書いてありました。これは、コロナがいまだに続く現在において非常にタイムリーだと思います。それが作り物ではなくて、昔から伝わる本物だっていうことがすごく大事だと思います。本物の存在感というのは、すごく大事だと思うし、特に女石は女石神というふうに書かれていて、常に、かつてはしめ縄を巡らされて大事にされてきたという歴史があります。

もう一つ、ただの女石、男石ではなくて、小栗山の七不思議というその辺り一帯全体に名前をつけたという、どなたがつけたか分かりませんが、その昔の方のセンスもすばらしいと思います。七不思議って何だろうと興味がそそられるし、とってもその地域への愛情が感じられます。ですから、この七不思議という形で、その地域一帯の物語をつくった先人の思いを受け継いで、ぜひ生かしてほしいなと思います。

七不思議以外にも、色麻町には様々な古墳や伝説も含め、様々な宝物があるので、ぜひそれを地域づくりの中に生かしていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター長（山崎長寿君） お答えいたします。

やはり色麻町にはですね、その七不思議をはじめとする伝説が約29もございます。中でも小栗山の地区のほうが2番目に多いんですが、1番目に多い地区は王城寺地区でございます。またそういった伝説もですね、本当に目に見えるものが存在しているということで、社会教育課におきましても、そういった七不思議に関してですが、七不思議のところに行きますと舟形山神社という石碑があるんですね。その後ろのほうに女石があるんですが、その石碑のところに「伝説七不思議」という標柱を立てております。そういったところで、今年度その標柱につきまして、多くの方々が、その標柱1本ではどの場所にその7つの物があるのか分かりませんので、現在地を示し、7つの場所、ある程度のその場所ですね、示した名称と、それにまつわる伝説のお話を示した看板をこのほど設置する予定になっておりますので、近々お披露目なるかと思っております。

また、色麻町には昔話も13ありまして、近年でいいますと色麻学を中心とした、前年度、令和3年度ですけれども、幼稚園のほうで園長先生のほうからこの昔話を3話ですね、お話会ということでお話をしておりますので、そういった形で社会教育課としましても、まず子供たち、それから地域の方々が大事にしておる伝説を広めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中山 哲君） 以上で、1番大内直子議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 4 9 分 延会

---